

全国こども政策関係部局長会議

令和7年1月

文部科学省総合教育政策局

《 目 次 》

1. 社会教育を通じたひとづくり・地域づくりについて

1. 地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）
..... p.2
2. 社会教育士の活用について
..... p.5
3. 内閣府公益認定等委員会から日本PTA全国協議会への勧告について
..... p.9
4. 公民館の活用事例について
..... p.11

2. コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進について p.13

3. 放課後児童対策について p.30

4. 子どもの読書活動の推進について p.39

5. 青少年の体験活動の推進について

1. 体験活動の推進について
..... p.50
2. 国立青少年教育振興機構について
..... p.52
3. 子どもゆめ基金について
..... p.54

6. 家庭教育支援の推進について p.55

7. 「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」について p.60

社会教育を通じた ひとづくり・地域づくりについて

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

* 社会情勢の変化

- 社会教育法制定から75年が経過。人口減少・少子化の深刻化・地域コミュニティの希薄化、DX化、グローバル化の進展により将来の予測が困難な時代に。学校・社会の複雑化・困難化した課題の解決、人生100年時代、共生社会、「こどもまんなか」社会の実現に向けた対応が必要。
- 高校や大学等の進学率の高まりや様々な学習機会の増加など、**社会教育に求められる役割やニーズが変化。**

◎第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

- 「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総括的な基本方針とし、将来の予測困難な時代における教育の方向性を示す総合計画を作成。
- 社会教育による「**学び**」を通じて人々の「**つながり**」や「**かかわり**」を作り出し、協力し合える関係づくりの土壌を耕しておくことで、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することが求められる。
- 社会教育の拠点として**社会教育施設の機能強化**や、社会教育主事・社会教育士等の**社会教育人材の養成及び活躍促進**等を通じた社会教育の充実を図る必要。

◎第12期中央教育審議会生涯学習分科会

【議論の整理～一人ひとりが主体的に学び続ける生涯学習とそれを支える社会教育の未来への展開；リカレント教育の推進と社会教育人材の養成活躍のあり方～】（令和6年6月）

- 重点的に議論した事項：社会人のリカレント教育、障害者の生涯学習、外国人の日本語学習、社会教育人材
- 障害者や外国人などの社会的包摂の観点も含めた社会教育の提供**が十分に確保されることが不可欠
- 社会教育の裾野が広がる中、地域コミュニティの基盤を支えるために**社会教育人材は重要な役割を担っており、その質的向上・量的拡大に向けた養成及び活躍促進の在り方**を提示

◎社会教育人材部会

【社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）】（令和6年6月）

- 調査審議事項：社会教育人材の養成及び社会教育士の活躍機会の拡充に関する専門的な調査審議を行うこと

これらの方向性を土台とし、社会の変化を踏まえつつ施策の更なる深化を図るべく、**社会教育の新たな在り方を見つめ直し、社会教育が果たすべき役割、担い手である人材、その活動、国・地方公共団体における推進方策等について検討が必要**

令和6年6月25日中央教育審議会総会

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

【主な審議事項】

①社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策

（社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方、社会教育主事・社会教育士の役割・位置付けの明確化、社会教育主事・社会教育士の養成の在り方 等）

②社会教育活動の推進方策

（地域と学校の連携・協働の更なる推進方策、公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策、青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策、地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策、共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策 等）

③国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方

（社会教育を総合的に推進するための国・地方公共団体の体制の在り方、社会情勢の変化を踏まえた社会教育に関する現行法令の在り方 等）

（委員）

- 内田 由紀子（京都大学人と社会の未来研究院院長・教授）
◎清原 慶子（杏林大学客員教授、前東京都三鷹市長）
○萩原 なつ子（独立行政法人国立女性教育会館理事長）

（臨時委員）

- 青山 鉄兵（文教大学人間科学部准教授、独立行政法人国立青少年教育振興機構青少年教育研究センター客員研究員）
安齋 宏之（ふくしま学校と地域の未来研究所代表）
小田切 徳美（明治大学農学部教授）
柏木 智子（立命館大学産業社会学部教授）
金澤 善明（明治安田生命保険相互会社執行役員 地域リレーション推進部長）
古賀 桃子（特定非営利活動法人ふくおかNPOセンター代表）
小見 まいこ（NPO法人みらいずworks代表理事）
杉野 みどり（名古屋市副市長）
関 福生（愛媛県新居浜市教育委員会生涯学習センター所長）
都竹 淳也（岐阜県飛騨市長）
野津 建二（島根県教育委員会教育長）
東 琴乃（大学生、喜入マナビバプロジェクトつわぶき代表）
○牧野 篤（東京大学大学院教育学研究科教授）
美田 耕一郎（公益社団法人全国子ども会連合会会長）
村井 美樹（俳優、タレント、社会教育応援大使）
八木 浩光（一般財団法人熊本市国際交流振興事業団常務理事）
山本 進（北海道東神楽町長）

◎部会長 ○副部会長

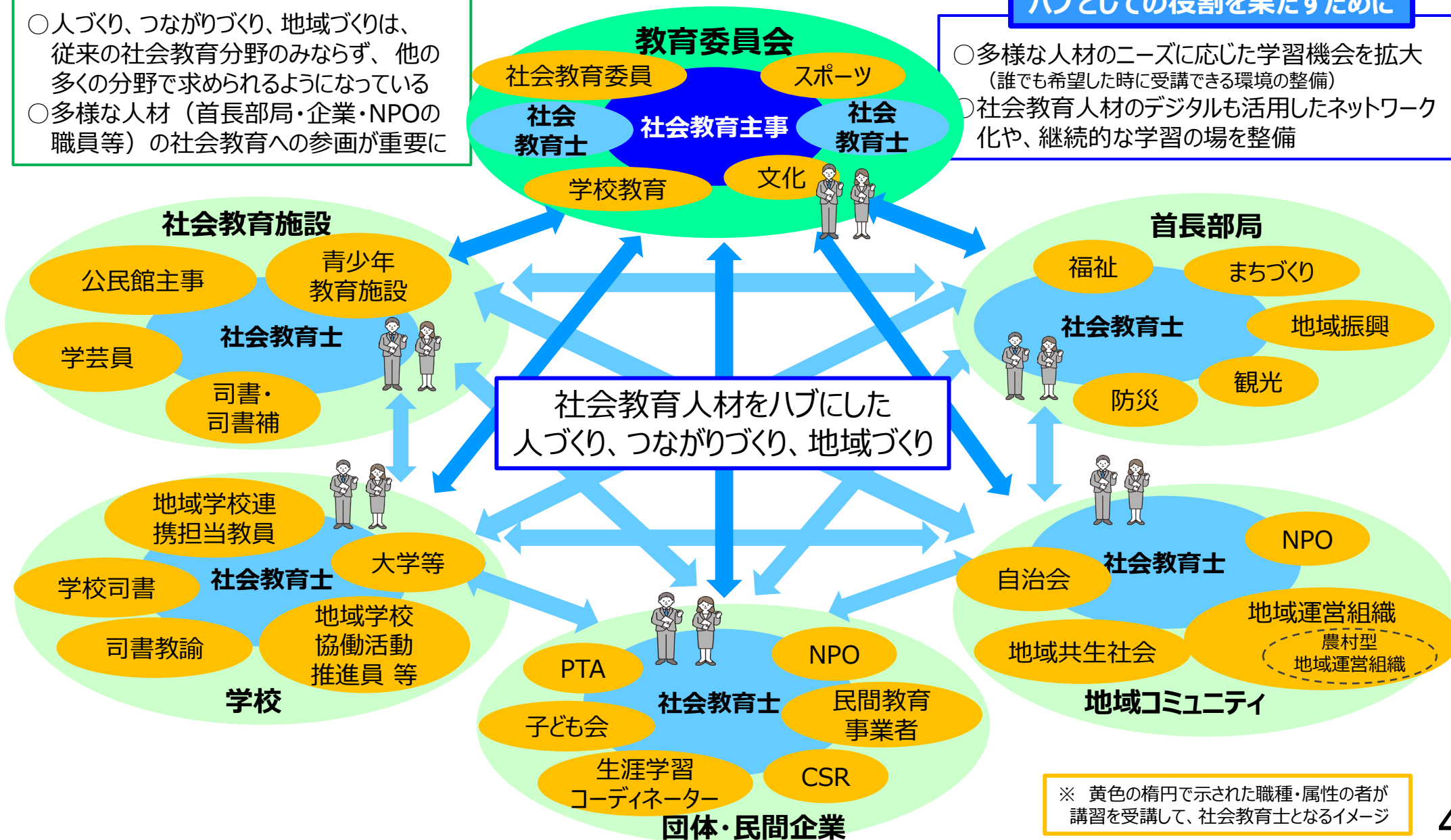
社会教育の裾野の広がり、社会教育人材が果たすべき役割

社会教育の裾野の広がり

- 人づくり、つながりづくり、地域づくりは、従来の社会教育分野のみならず、他の多くの分野で求められるようになっている
- 多様な人材（首長部局・企業・NPOの職員等）の社会教育への参画が重要に

社会教育人材がハブとしての役割を果たすために

- 多様な人材のニーズに応じた学習機会を拡大（誰でも希望した時に受講できる環境の整備）
- 社会教育人材のデジタルも活用したネットワーク化や、継続的な学習の場を整備



※ 黄色の楕円で示された職種・属性の者が講習を受講して、社会教育士となるイメージ

「社会教育士」の称号付与（趣旨及び役割等）

称号付与の趣旨

- 社会教育主事講習等の学習の成果が認知され、社会教育行政以外の分野においても活用される仕組みの構築が求められていたところ。
- このため、講習等の学習の成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に生かされる仕組みを構築し、社会教育の振興を図るため、講習の修了証書授与者が「社会教育士（講習）」と、養成課程の修了者が「社会教育士（養成課程）」と称することができることとした。

社会教育士に期待される役割

- 「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。
- また、これらの活動に際しては、地域の実情等を踏まえ、社会教育士と社会教育主事との連携・協働が図られることが期待される。



法令根拠

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）（改正省令）公布日 平成30年2月28日 施行日 令和2年4月1日

- | | |
|---------|---|
| 第8条第3項 | 第1項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。 |
| 第11条第3項 | 第1項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。 |

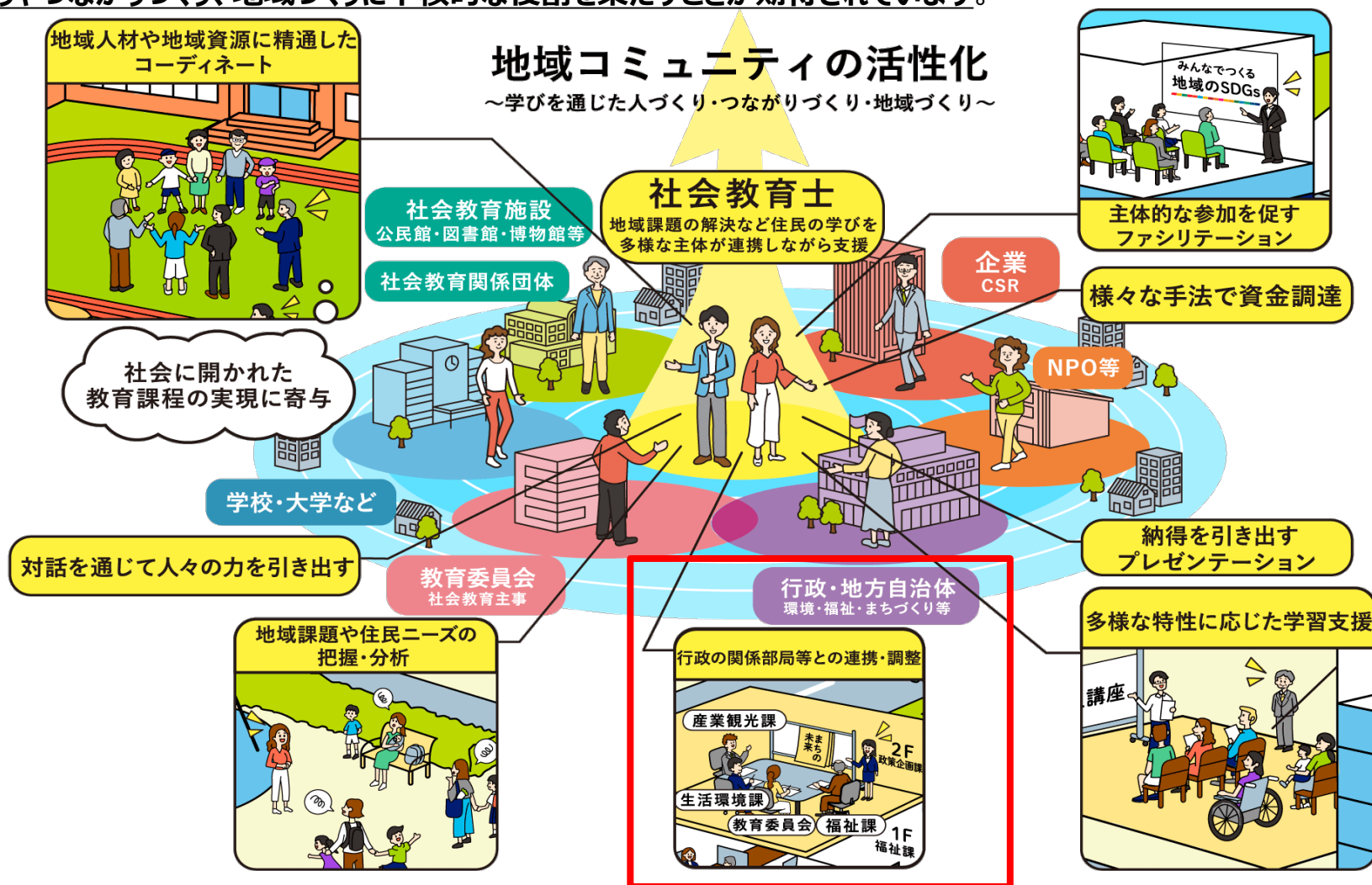
これまでの称号付与数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
（内訳）主事講習	492人	1,414人	1,532人	1,382人	4,820人
（内訳）養成課程	214人	336人	538人	1,139人	2,227人
社会教育士称号付与数	706人	1,750人	2,070人	2,521人	7,047人

社会教育士に期待される役割（イメージ図）

「社会教育士」とは？～学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりの中核的な役割を果たします～

- 「社会教育士」は、教育委員会事務局に配置される「社会教育主事」になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる「称号」です。社会教育主事にならなくても、その能力があることが分かるようにするため、令和2年4月に新設しました。
- 講習や養成課程で習得した**コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等**を活かし、教育委員会のみならず、福祉や防災、観光、まちづくり等の**社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、行政や企業、NPO、学校等の様々な場で、人づくりやつながりづくり、地域づくりに中核的な役割を果たすことが期待されています。**



社会教育人材（社会教育士等）の活動事例

今後、社会教育施設や学校、行政、民間など様々な場で、地域の学びと実践をコーディネートする社会教育人材の活躍が期待される

学校図書館 × 社会教育士（埼玉県さいたま市）

学校図書館（司書）の役割・業務

- 学校図書館の運営に必要な専門的・技術的な職務
- 学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を教員等とともに進める

等

社会教育（士等）の視点

- 司書の専門性を活かし、**本を通じて**自校の生徒を地域の多様な人や施設・団体とつなげることで、地域と協働・連携することができる
- **学校図書館の機能を活かし**地域とつながることで、自校の生徒だけでなく貧困などの課題を抱える子供たちに本を届ける取組を推進できる

具体の取組・活動

- 公民館と連携して「ビブリオバトル」などの読書活動を実施することで、**中学生・高校生が、多様な年代と関わる場である公民館にあらためてつながる**（高校と公民館の連携、生徒の多世代交流の機会）
- ネットワークを生かして地域の**NPO活動等にも関わり、子供たちの居場所に本を届ける活動に参画**
- 本と人をつなげるために、**図書館関係者以外の人とのつながりづくり**を積極的に展開（Youtubeラジオなど）



防災行政 × 社会教育士（北海道恵庭市）

防災行政（職員）の役割・業務

- 自治体の防災計画等の策定
- 防災マニュアル（避難所運営マニュアル等）の作成・周知

等

社会教育（士等）の視点

- 災害時に、「行政がなんとかしてくれるだろう」ではなく、自分ごととして主体的に動いてもらうためには、**住民同士の学び合いの中で気づきを促す社会教育のノウハウや専門性を活用**することが効果的
- 地域のキーパーソンの発掘・育成など、**地域との関係性を高める**ことが重要

具体の取組・活動

- 地域全体で「共助」を**行動に移せるところまで理解してもらうため**、防災マニュアルの作成過程で、学習テーマを「避難所」、学ぶためのツールを「マニュアルづくり」とした**地域住民が参加する「防災学習会」を実施**（住民同士の協議が、「次はどうする？」と**自発的・発展的に展開するところまで促す**）
- **社会教育主事時代に築いた地域とのつながり・関係性を生かして**、既存の地域のラウンドテーブルの活用や新たな組織的な活動の構築、市民への効果的な情報伝達を実施



社会教育人材（社会教育士等）の活動事例

今後、社会教育施設や学校、行政、民間など様々な場で、地域の学びと実践をコーディネートする社会教育人材の活躍が期待される

農業・地域づくり



社会教育

（島根県安来市）

農村RMO(※)の役割・業務

（※農村型地域運営組織）

- 複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う

社会教育（士等）の視点

- 主要産業である農業に加え、地域全体の活性化を図るためには、**農業関係者だけでなく、地域住民全体を巻き込んでいく必要がある**
- **地域運営組織にも農業関係者だけでなく、幅広い人材が必要**
- そのため地域住民の**話し合いの場を創出することが効果的**

具体の取組・活動

- **地域ビジョンの作成**に向けて、地域の主要産業である農業活性化についての**アンケートを全世帯で実施**
- 住民が中心となって話し合いを進めるにあたって、県からの**派遣社会教育主事**がオブザーバーとなり、**公民館と連携して、世代別・全世代のワークショップ**などをコーディネート
- 話し合いを通じて、**地域全体にビジョンが浸透**。
新しい**人のつながり**と**新たな人材発掘・育成**につながり、農村RMOにも**幅広い人材が参画**



社会教育士特設サイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/mext_00667.html

内閣府公益認定等委員会から日本PTA全国協議会への勧告について

令和6年12月25日、内閣府公益認定等委員会から（公社）日本PTA全国協議会へ勧告が行われました。

勧告内容としては、主に日本PTA全国協議会の内部ガバナンス等に関するものであり、**各地域のPTAに直接関係するものではありません。**

文部科学省としては、子供たちの健やかな育成を支えるため、学校・家庭・地域の連携を強化していく上でPTA活動はとても重要であると考えており、今後とも引き続きPTA活動を通じて社会教育・家庭教育の充実を図って参ります。

一方、本件については内閣府と連携しつつ、求めに応じて日本PTA全国協議会への指導・助言を行ってまいりたいと考えております。

【参考】勧告の概要

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定を遵守した法人運営を確立し、公益認定法第5条第2号に規定する「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力」を回復するため、以下の措置を講ずること。

- （1）令和4年度の当該法人所有の建物外装改修工事に係る元役員の背任容疑事案により毀損した財産を回復するとともに、再発防止を図ること。
- （2）コンプライアンスを確保しつつ、公益目的事業を適正に実施する上で前提となる安定的かつ継続的な法人運営を確立すること。
- （3）上記（1）及び（2）について、具体的かつ実効性のある計画を策定し、同計画に基づく進捗状況及び対応状況について報告すること。

第二に、社会教育活動の推進方策についてです。

第一の検討事項を踏まえ、社会教育活動の充実方策や社会教育施設の機能強化方策として、以下の事項などについて御検討をお願いします。

○ 地域と学校の連携・協働の更なる推進方策

特に、「チームとしての学校」の考え方も踏まえつつ、コミュニティ・スクールとの一体的取組の更なる推進に向けた地域学校協働活動の充実、地域学校協働活動推進員等の配置促進と専門性・資質の向上、**PTAや子供会を含む社会教育関係団体の活動と地域学校協働活動との連携の推進**、家庭教育支援の促進の観点からの御検討をお願いします。

○ 公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策

特に、地域コミュニティの維持・活性化に資する公民館の在り方、デジタル技術の活用も含めた公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の充実と水準向上の観点からの御検討をお願いします。

○ 青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策

特に、青少年の健全な育成に向け、青少年体験活動やその推進に資する民間活力の活用も含めた青少年教育施設の在り方、青少年体験活動に携わる人材の資質向上、関係団体や民間企業等の多様な主体との連携・協働を促すネットワークの強化の観点からの御検討をお願いします。

○ 地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策

特に、環境・福祉・防災・農山漁村振興・まちづくり等の多様な分野における行政機関や高等教育機関、民間公益活動を含む関係団体や民間企業等による取組に対し、社会教育が連携・貢献しうる観点からの御検討をお願いします。

○ 共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策

特に、障害者や外国人等の学習機会の充実、福祉関係者や民間団体等の地域における関係者との連携の在り方の観点からの御検討をお願いします。

【公民館事例】多様な世代が行き交う地域のハブ機能を担う（長崎県長崎市）

取組の概要

長崎市北公民館では、公民館活動に参加する年齢層の固定化や将来的な利用者の減少という問題意識に対し、ホームページのアクセス解析や市民アンケートを通して、子育て世代や子どもたちを潜在利用者層と捉え、そこをターゲットとした講座の企画や、学校と連携した広報の実施等により、新たな利用者層の開拓に繋げている

【長崎市北公民館】

- ◆ エリア人口：約5.2万人
- ◆ S44年開設。H3年に商業施設・ホール等を含む複合施設内に移転
- ◆ R2年度から指定管理者制を導入

主な取組内容

◆子育て層向けの講座の実施

市民アンケート調査などから、子育て世代や子どもたちが集い、学び、交流する場が求められていることを把握し、子どもから大人まで楽しめる公民館として、**子育て世代や子どもたちのニーズを踏まえた講座を実施**

- ▷ 県音楽連盟所属の音楽家によるワークショップ
- ▷ 地域の飲食店の店主による料理教室
- ▷ プログラミング教室
- ▷ 託児サービス付き育児講座



（託児サービス付き育児講座）

◆時代の変化に即した講座の実施

地域が抱える**社会的課題**や**知的好奇心**を反映させた、**地域の専門人材による講座**を企画・実施。受講応募者の72%は30～40代、92%はインターネットからの応募となるなど、**多様な世代が参加**

- ▷ 金融教育講座
- ▷ ジェンダーの観点からの歴史講座
- ▷ 地産地消の料理講座
- ▷ 地域の書店と連携した読書講座 など



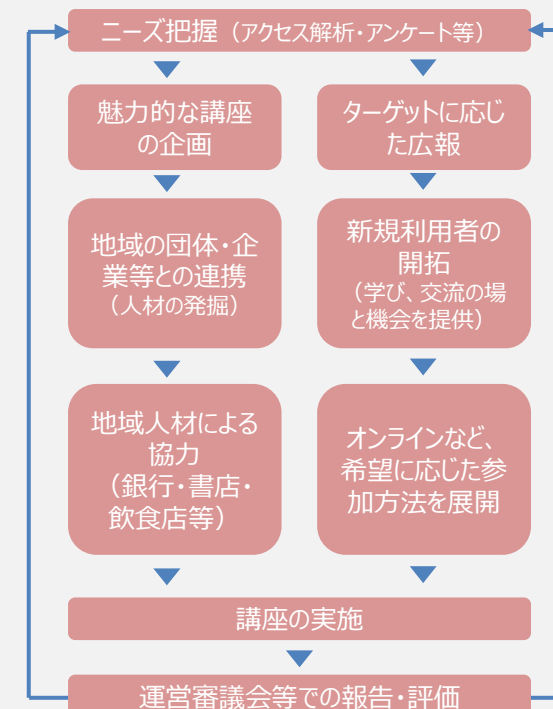
（対面とオンラインの併用講座）

◆ICTの活用

公民館のWi-Fiを活用し、対面とオンライン配信を併用した講座を実施

◆広報ツールの工夫

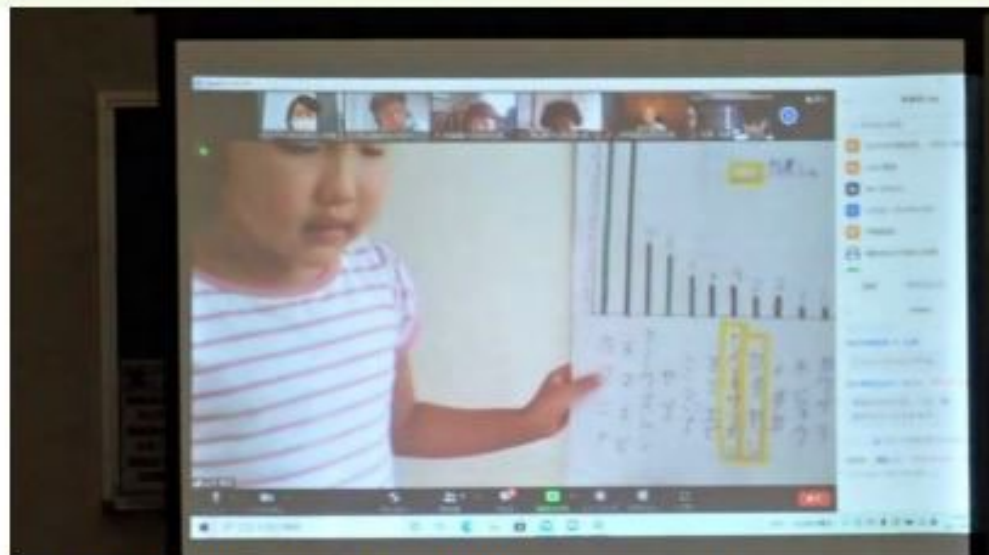
小学校とのネットワークを活用したリーフレットの近隣校への配布や、SNSを活用した告知など、**紙媒体とWebのそれぞれの強みを活かした広報**を実施



（地域のニーズに対応した講座の企画・実施のイメージ）

学習を生かした活力あるコミュニティ作り

千葉市若松公民館(千葉県)



坂月川親子生き物教室（オンライン発表会）



子どもお菓子作りリーダー養成講座(若松カフェ)

公民館の沿革・年表

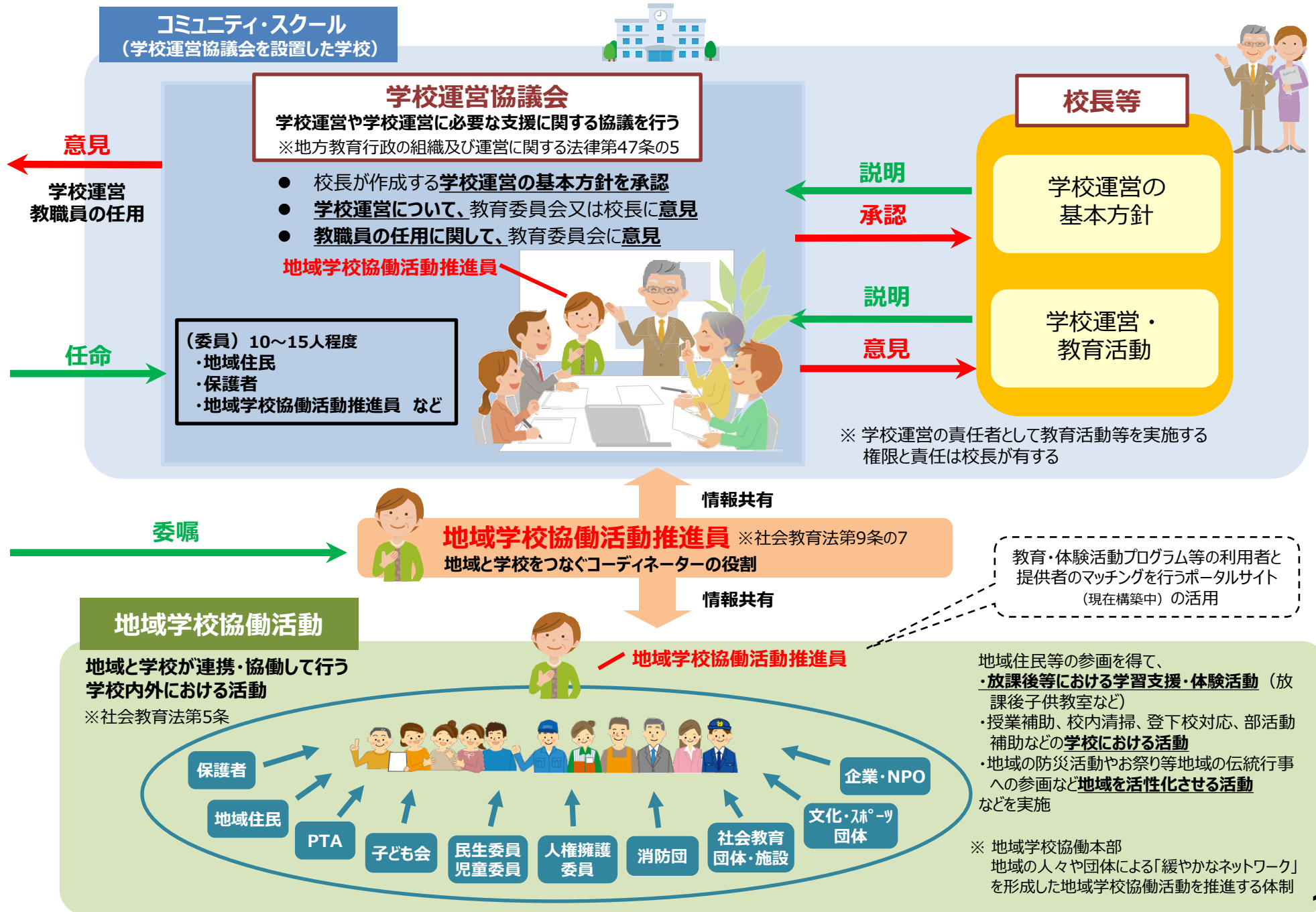
- 1983年（昭和58）6月1日 開設
- 2018年（平成30）4月1日 指定管理者制度導入
（指定管理者 公益財団法人 千葉市教育振興財団）
- 2020年（令和2）さわやかちば県民プラザ主催「第1回ちば講座アワード」千葉県公民館連絡協議会長賞受賞
- 2022年（令和4）「第3回ちば講座アワード」優良賞／公衆無線「CHIBA CITY Wi-Fi」全室利用可／千葉県社会教育功労者賞
- 2023年（令和5）「第4回ちば講座アワード」入選

左図・写真の説明など（PRポイントなども可）

【上段】坂月川愛好会（市民団体）との連携事業【年4回】（2019～2023実施）夏休みの後半に行った研究発表の様子。コロナ禍においては、公民館と参加者の自宅をつなぎ、zoomを使用したオンライン発表会を開催した。【下段】子どもお菓子作りリーダー養成講座【全6回】（2019年4月～9月実施）2020年（令和2）「ちば講座アワード」千葉県公民館連絡協議会長賞受賞。学習の成果を「カフェ」という形で披露した。講師を囲む子どもたちの生き生きとした表情から、館との関係性が読み取れる。

コミュニティ・スクールと 地域学校協働活動の一体的推進

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



様々な地域学校協働活動

定義

「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして、以下の様々な取組を組み合わせる実施する活動

学びによるまちづくり・ 地域課題解決型学習・郷土学習

- ◆地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行する学習活動
- ◆「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動
- ◆地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸能学習 など



放課後子供教室

- ◆地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動



地域未来塾

- ◆中学生・高校生等を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援



家庭教育支援活動

- ◆寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり など



学校に対する多様な協力活動

- ◆登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援 など



地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動等への参画

- ◆地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など



令和6年度 コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査



文部科学省ではコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的な推進による地域と学校の連携・協働体制の構築を推進しており、毎年、実施状況に関する全体的な調査を実施。令和6年度（令和6年5月1日現在）の結果は以下のとおり。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

公立学校の導入校数

18,135校 (52.3%) **20,153校 (58.7%)**
2,018校増 6.4ポイント増

導入自治体数

1,347自治体 **1,449自治体 (79.9%)**
(74.3%)

うち、小・中・義務教育学校

16,131校 (58.3%) **17,942校 (65.3%)**
1,811校増 7.0ポイント増

〔 40都道府県 16指定都市
1,375市区町村 18学校組合 〕

※コミュニティ・スクール：保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「学校運営協議会」を置く学校

※学校運営協議会類似の仕組みを設置している学校 4,099校
(前年度から719校減)

地域学校協働本部

公立学校の整備校数

21,144校 (61.0%) **21,935校 (63.9%)**
791校増 2.9ポイント増

地域学校協働本部数

12,870本部 **13,433本部**
563本部増

うち、小・中・義務教育学校

19,812校 (71.7%) **20,460校 (74.5%)**
648校増 2.8ポイント増

※地域学校協働活動：幅広い地域住民や団体等が参画し、地域と学校が連携・協働して行う学校内外で行われる子供たちの成長を支える多様な活動

コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な整備状況

コミュニティ・スクールのみ

4,527校 (13.2%)

コミュニティ・スクール・地域学校協働本部の両方

13,486校 (38.9%) **15,626校 (45.5%)**
2,140校増 6.6ポイント増

うち、小・中・義務教育学校

12,886校 (46.6%) **14,817校 (53.9%)**
1,931校増 7.3ポイント増

地域学校協働本部のみ

6,310校 (18.4%)

地域学校協働活動推進員等（地域コーディネーターを含む）

① 地域学校協働活動推進員等の配置人数

33,399人 **34,613人 (1,214人増)**
1,534自治体 (84.6%)

② ①のうち、地域学校協働活動推進員としての委嘱人数

13,144人 **15,230人 (2,086人増)**
852自治体 (47.0%)

③ ①のうち、学校運営協議会委員である者

11,125人 **13,583人 (2,458人増)**

②のうち、学校運営協議会委員である者

6,055人 **7,850人 (1,795人増)**

※地域学校協働活動推進員等：地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う調整役

今後の方針

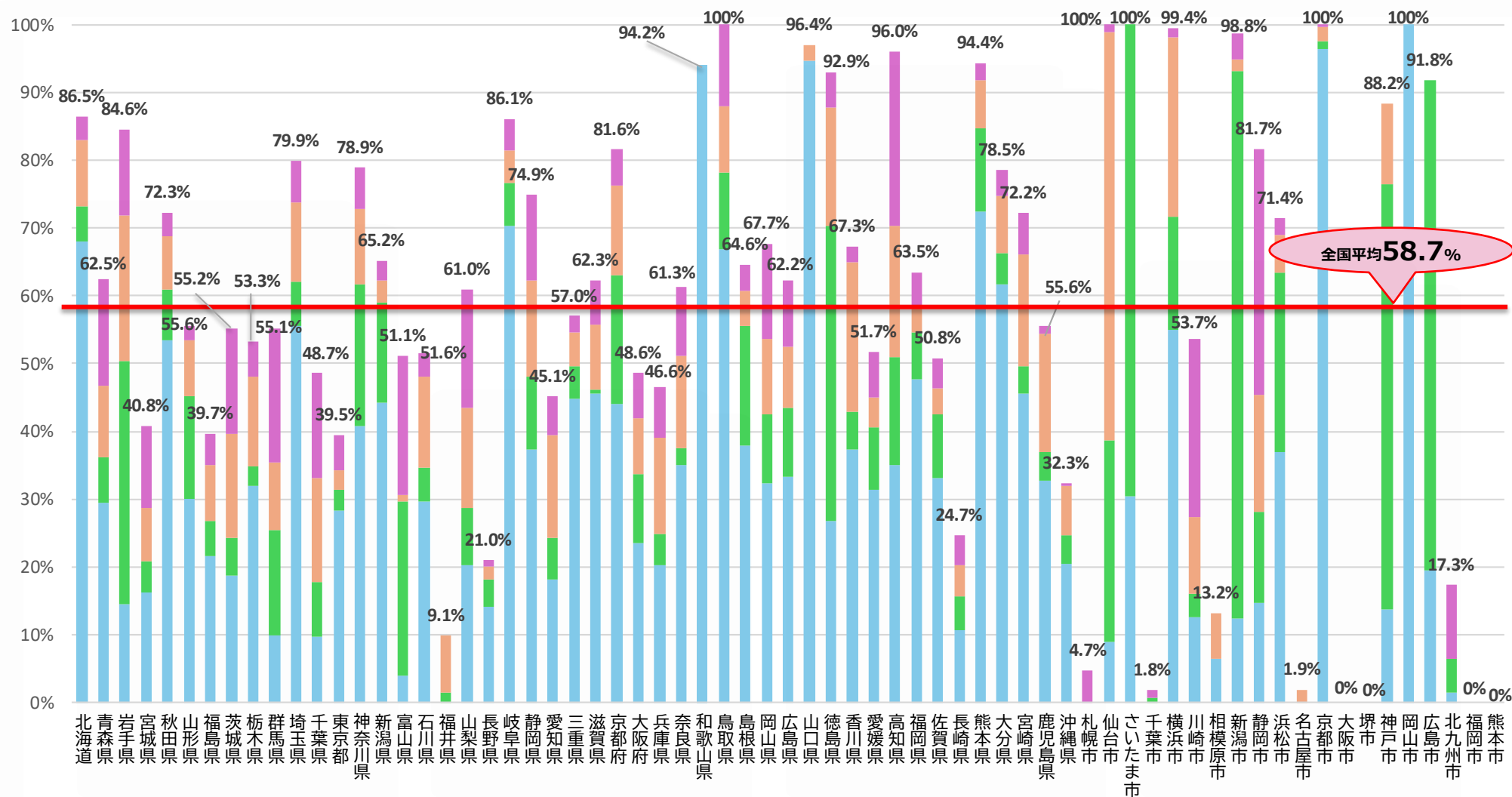
- 導入が進んでいない自治体に対するCSマイスターの重点的な派遣
- 地域学校協働活動推進員等の配置充実、課題に対応した追加配置、資質向上等への支援
- 全国フォーラムや自治体向け説明会・協議会、文部科学大臣表彰の実施

更なる導入の加速化、地域学校協働活動との一体的な取組の推進など取組の質の向上を図る

コミュニティ・スクールの導入率（令和3年度以降の推移）

各年度とも
5月1日時点

都道府県・指定都市別/全学校種



■ R3 ■ R4 ■ R5 ■ R6

※ 統廃合等に伴い導入率が下がった自治体については、当該推移を網掛けで表示している。

都道府県（指定都市含まず）

指定都市

コミュニティ・スクールの有用性

コミュニティ・スクールは、学校と地域をとりまく課題解決のための仕組み（プラットフォーム）

学校や子供たち、地域が抱える様々な課題を学校だけに任せるのではなく、**地域全体で解決を図る**必要性

→ 学校と地域が目標や課題を共有し、協議する**仕組み** = **コミュニティ・スクール**

→ 保護者や地域住民等が**当事者意識**を持って参画することで、様々な取組が活性化

学校の課題



「社会に開かれた教育課程」の実現

教育の目標などを学校と地域が真に共有し、連携・協働することに課題

学校における働き方改革

学校業務の精選や教師の意識改革などに課題



子供の課題



不登校対策

不登校やいじめなど、学校内外において子供が抱える問題への対応に課題



地域の課題



若者の地元定着

子供たちが地域と関わる機会、ふるさとを知り学ぶ機会の減少などの課題

地域防災

災害時に避難所となる学校と地域の連携体制・物資等の整備に課題



コミュニティ・スクール（学校運営協議会）により、地域全体で解決に向けて取り組む

（例）茨城県牛久市

学校運営協議会委員が**授業研究に参画**。学校理解を深め、熟議を行うことで、**社会に開かれた教育課程を実現**。教師の**授業力向上**、子供の**学力向上にも寄与**

（例）岡山県浅口市

保護者や地域住民と**目標や課題を共有し、業務の見直しを実現**。協議を通じて**教師の意識改革**にも成果

（例）北海道登別市

学校運営協議会の組織を生かし、**多様な関係主体との円滑な情報共有や連携・協働**により、**チームとしての不登校対策体制**を構築

（例）鳥取県南部町

地域の協力のもと地域の自然や歴史・文化を学ぶカリキュラムを設定し、**子供たちのふるさとへの愛着や社会参画力**を育成

（例）熊本県

自治体の防災担当職員等が学校運営協議会に参画し、**地域住民との合同防災訓練など、防災に関する事項・取組**を協議・実践

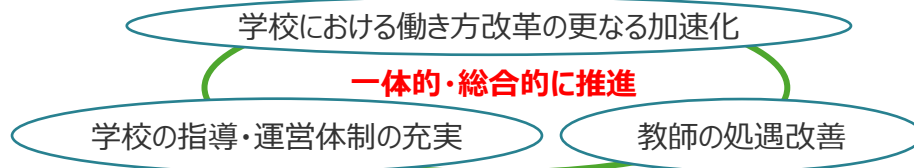
教師を取り巻く環境整備 総合推進パッケージ



文部科学省

『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（令和6年8月中央教育審議会答申）を踏まえ、以下の予算上・制度上の措置を含む政策を総合的に推進。（金額・人数は令和7年度概算要求・要望額）

令和6年8月



学校教育の質の向上を通じた、
全ての子供たちへのより良い教育の実現



業務負担と長時間勤務を減らします

～ 時間外在校等時間月45時間以内に向けた働きやすい学校環境へ ～
～ 仕事や生活の満足度が高い職場環境へ ～

①学校における働き方改革を一層進めます

※詳細は2ページ目。

●働き方改革の実効性の向上

- ・在校等時間の縮減等の教育委員会における取組状況の「見える化」に向けた仕組みづくり
- ・全都道府県における、専門家による働き方改革に係る伴走支援
- ・管理職のマネジメント能力の高度化に資する研修プログラムの開発・実施
- ・学校運営協議会等における働き方改革の積極的な議題化の促進（関連手引きの改訂等）
- ・行政による学校問題解決のための支援体制の構築
- ・スクールロイヤー等への相談体制の構築等（手引きの改訂・周知）

- ☆在校等時間の把握・管理の徹底と「見える化」
- ☆学校に対する教育委員会による伴走支援の促進
- ☆管理職のリーダーシップの発揮による学校マネジメントの促進
- ☆地域住民・保護者との連携・協働の深化
- ☆行政による学校問題解決のための支援体制の構築

●次世代校務DXなどによる業務の適正化の一層の推進

- ・授業時数の点検等に関する調査の実施
- ・クラウド環境を活用した次世代校務DXの推進等

- ☆各学校の指導体制に見合った教育課程の編成
- ☆校務DXの加速化

●健康・福祉の確保及び柔軟な働き方の推進

- ・ストレスチェックの実施や産業医の選任、衛生委員会の設置等に向けた都道府県等への周知徹底
- ・勤務間インターバルや早出遅出勤務等の推進に向けた事例・留意事項の整理・周知等

- ☆労働安全衛生管理体制の実効的な取組の推進
- ☆教師の健康・福祉の確保、柔軟な働き方の推進

③専門職にふさわしい処遇を実現します

- 教職の重要性を踏まえた処遇改善（教職調整額の改善）
- 職務や勤務の状況に応じた処遇改善（各種手当の改善）：学級担任への加算管理職手当の改善

②教職員定数の改善等により、指導・運営体制を充実させます

●教職員定数の改善

…7,653人改善

- ・小学校における教科担任制の拡充（中学年、新規採用教師）（※）…2,160人改善
- ・生徒指導担当教師の全中学校への配置（※）…1,380人改善
- ・多様化・複雑化する課題への対応…476人改善
- ・35人学級の推進等、基礎定数の増加…3,637人改善

※4年間で計画的に改善

●若手教師へのサポートと学校内外との連携・調整を担う「新たな職」の創設（職務内容や給料表上の位置づけ整理）

●支援スタッフの配置充実

- ・教員業務支援員（単価引き上げ）
- ・副校長・教頭マネジメント支援員（1,000人→3,000人）
- ・スクールカウンセラー（重点配置校10,000校→11,300校）
- ・スクールソーシャルワーカー（〃10,000校→11,600校）
- ・部活動指導員（16,000人→17,500人）
- ・校内教育支援センター支援員（新規3,000校）
- ・日本語指導補助者・母語支援員を含む日本語指導体制への支援（拡充）等

（参考：指導・運営体制の充実に資する関連施策）

- ・地域学校協働活動推進員等の配置促進
- ・地域クラブ活動への移行に向けた実証事業

●心理・福祉等の高い専門性を持つ者の教員免許の取得促進や、特別免許状を活用した優れた知識経験を有する社会人等の入職促進

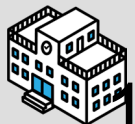
- ☆指導の質の向上と持ち授業時数の軽減（小学校中学年の学級担任持ちコマ数は週3.5コマ減、新採教師の持ちコマ数は週5コマ減）
- ☆専任の生徒指導担当教師による機動的対応

- ☆教育課題等への組織的な対応力の向上

- ☆「チーム学校」の推進

- ☆様々なバックグラウンドを持つ教師それぞれの強みを生かした指導が実現

●新たな職について、給料表の新たな級を創設し、処遇改善



国・教育委員会・学校が一体的に取り組むことで、学校における働き方改革を一層推進します

● 働き方改革の実効性の向上

国

在校等時間の把握・管理の徹底と「見える化」

- ・在校等時間の縮減等の教育委員会における取組状況の「見える化」の仕組みづくりを検討、教育委員会別の取組状況を調査、公表（R6～）

学校に対する教育委員会による伴走支援の促進

- ・専門的知見を有するサポーターを派遣し、教育委員会と連携して学校の取組への伴走型支援を実施（全都道府県で事例創出）（R7）

管理職のリーダーシップの発揮による学校マネジメントの促進

- ・管理職の資質向上指針における働き方改革の重要性の位置づけ
- ・管理職のマネジメント能力向上に向けた研修プログラム開発・実施（R7～）

地域住民・保護者との連携・協働の深化

- ・学校運営協議会や総合教育会議における働き方改革の積極的な議題化の促進（関連手引きの改訂等）

行政による学校問題解決のための支援体制の構築

- ・学校だけでは解決が難しい事案について、行政による学校問題解決のための支援体制の構築に向けたモデル事業の実施、好事例の横展開（R6～）
- ・スクールロイヤー等の法務専門家への相談体制の構築のための「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き」の改訂・周知（R6～）

教育委員会

- ・定量的な目標設定などPDCAサイクルを構築・実施、取組状況を保護者・地域住民等へ公表

- ・在校等時間が長時間となっている教師が在籍する特定の学校へのヒアリング等

- ・働き方改革の司令塔部局を明確化

- ・サポーターと連携し、管理職マネジメント支援等を実施

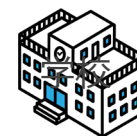
- ・資質向上指標を踏まえた管理職への研修の着実な実施

- ・各学校運営協議会での議題化を促進

- ・総合教育会議において働き方改革の取組を積極的に議論、首長との連携強化

- ・学校管理職OB等の活用や様々な専門家との連携等により学校への支援体制を構築

- ・スクールロイヤー等教育行政に係る法務相談体制の整備・充実



- ・在校等時間の客観把握を徹底
- ・教育委員会の定める目標を踏まえ、管理職による業務精選、分担の見直しや、教職員による業務改善の実行

- ・マネジメント能力を有する管理職による勤務時間管理や業務分担の見直し等

- ・学校運営協議会の協議を踏まえた地域学校協働活動の一層の推進等



● 次世代校務DXなどによる業務の適正化の一層の推進

国

校務DXの加速化

- ・教育委員会及び学校の「GIGAスクール構想の下での校務DX化チェックリスト」に基づく自己点検結果のとりまとめを実施（R5～）
- ・都道府県域での共同調達を前提とした次世代校務DX環境の整備を支援（R7～）

各学校の指導体制に見合った教育課程の編成

- ・授業時数の点検等に関する調査の実施（R6～）

「3分類」に基づく業務の適正化

- ・業務の「3分類」について、学校以外が担うべき業務等についての教育委員会・地域・保護者等の理解を得るための周知を強化

部活動ガイドラインで示した休養日・活動時間の遵守徹底

- ・適切な休養日・活動時間となるよう都道府県等への周知を徹底

● 健康・福祉の確保及び柔軟な働き方の推進

国

労働安全衛生管理体制の実効的な取組の推進

- ・ストレスチェックの実施や産業医の選任、衛生委員会の設置の実施等に向けた都道府県等への周知徹底

教師の健康・福祉の確保、柔軟な働き方の推進

- ・勤務間インターバル制度や、早出遅出勤務等の推進に向けた事例・留意事項の整理・周知

教育委員会

- ・教育委員会及び学校の自己点検結果を踏まえ、ルールの見直しや学校への働きかけを通じて校務DXを推進

- ・校務系・学習系ネットワークの統合、校務支援システムのクラウド化等の環境整備

- ・標準授業時数を大幅に上回る学校へ指導体制に見合った計画となるよう指導・助言

- ・行政や事業者など学校以外で担える具体的な業務を積極的に検討、見直し

- ・各学校の状況把握、不適切な事例が確認された場合の指導・是正



- ・自己点検結果を踏まえ、校務におけるペーパーレス化及びクラウド活用を前提とした校務DXを推進
- ・ロケーションフリーでの校務実施等を推進等

- ・教育課程編成に係る校長の責任の下、指導体制に見合った計画となるよう、授業時数等を点検、改善
- ・学校における業務の精選
- ・地域住民・保護者と連携・協働した業務適正化の推進

- ・各部活動の状況把握、不適切な事例が確認された場合の指導・是正



- ・教師のストレスチェックの実施やその結果を踏まえた面接指導等を実施

- ・柔軟な働き方等を実現するための教職員間の業務分担に係る調整

各教育委員会・学校における課題の明確化や学校のサポート体制の構築、「チーム学校」の一層の推進を図りつつ、

「学校・教師が担う業務に係る3分類」

に基づく業務適正化

指導体制に見合った授業時数の設定

校務に係る時間の効率化

等を一体的に展開

学校安全の推進に関する有識者会議 学校安全を推進するための組織体制の在り方について中間まとめ（概要）



学校安全を推進するための組織体制に関するこれまでの議論

本体はこちら→

- ・地震などの自然災害、学校における活動中の事故や不審者侵入事件などが顕在化し、**学校の努力だけでは防止できない事案**も発生
- ・学校だけでなく、**地域や関係機関等と連携して組織的に実効性のある持続可能な学校安全の取組**の推進が強く求められる
- ・**セーフティプロモーションスクール*1**の考え方を取り入れた取組の充実や、**コミュニティ・スクール*2**の仕組みの活用を含む地域との連携・協力が必要
- ・学校及び学校の設置者の取組をより実効的にするため、**学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルの構築**を全国的に推進

*1 学校安全について、組織的・計画的に地域等と連携し、実践・改善を継続するものとして認証された学校。

*2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校運営協議会を置く学校。

学校安全を推進するための組織体制の充実に必要となる視点

地域や関係機関等との連携 児童生徒等の安全確保には、地域や関係機関等と連携し、学校安全の実効性向上を図ることが必要

- ・事件・事故・災害被害等の経験を繰り返さない ⇒ **学校安全の専門的な知見や子供の視点の活用、地域の協力体制の構築が必要**
- ・持続可能かつ組織的に学校安全の質の向上 ⇒ **コミュニティ・スクール(CS)と地域学校協働活動の仕組みを最大限活用することが効果的**
- ・学校安全の取組の実効性や持続可能性の向上、外部の視点による評価・見直し ⇒ **学校運営協議会での協議、共通理解の醸成が効果的**
- ・災害や防犯は地域全体の共通課題 ⇒ **地域の関係機関等と継続的に協働、学校と地域の双方の視点が必要（緊急避難先の合意形成等）**

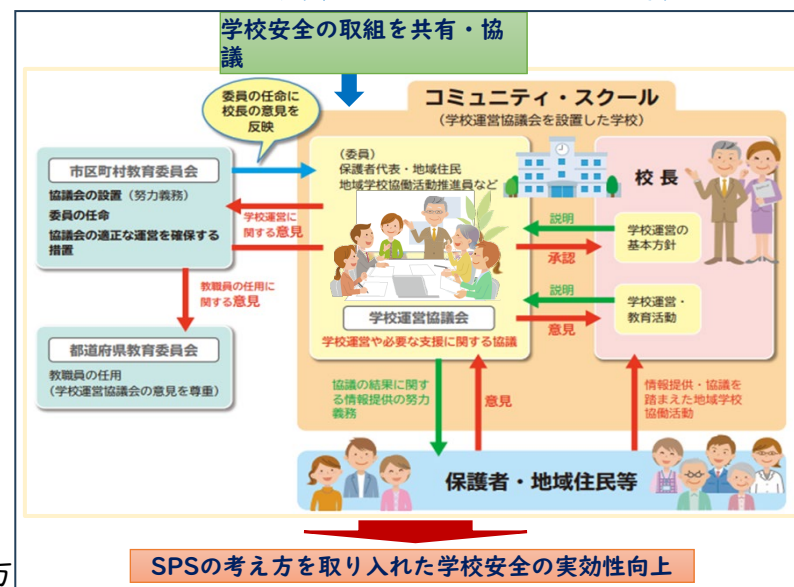
校内の組織体制整備 校長のリーダーシップの下、校内の組織体制の整備が必要

- ・組織的かつ効果的な学校安全の推進には、「学校安全の中核を担う教職員」が重要
⇒ **その位置付けや果たすべき役割について更に整理する必要**
⇒ **学校の設置者等における育成、確保、校長等の管理職を含む研修体制の充実等も必要**
- ・CSの仕組みを活用した学校安全の取組の実質化
⇒ **学校安全に関わる教職員の学校運営協議会への参画など体制を工夫**

学校安全の取組の実効性を高めるための留意点

CS等の仕組みの活用による負担軽減と安全強化

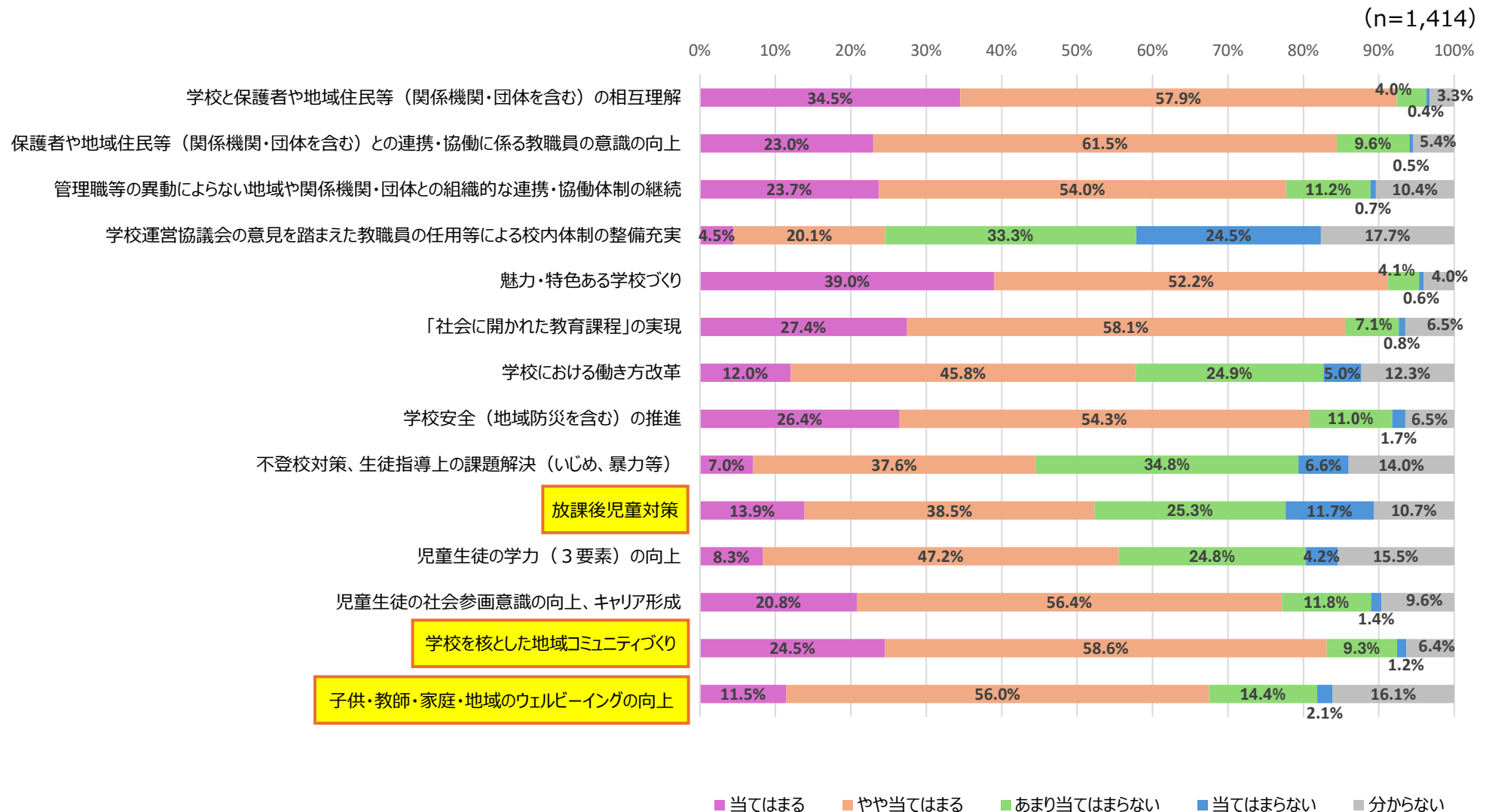
- ・教職員の負担に配慮した、登下校を含む児童生徒等の安全確保の強化
⇒ **関係者間での共通理解の醸成、連携・協働の中での適切な役割分担の実施**
⇒ **地域学校協働活動推進員等の更なる配置・活用の推進**
- ・小中一貫教育などの場合、複数校で1つの学校運営協議会の設置も可能
⇒ **地域の共通課題への対応や小～中学校へのつながりのある安全教育などに効果的**
- ・本項目の視点は、学校運営協議会の未設置校や、国立・私立学校においても重要な考え方



学校安全を推進するための組織体制の在り方に関する提言

- 児童生徒等の安全確保や安全教育を学校運営協議会の場で積極的に議題として取り扱うこと等により取組の充実・持続化が期待される。
⇒ **学校運営協議会を活用した学校安全の取組を一層推進するために必要な方策の具体的な検討が必要。**
- CSの仕組みを活用した学校安全の取組の実質化には、学校安全に関わる教職員の学校運営協議会への参画など体制の工夫が必要。
組織的かつ効果的に学校安全の取組を推進するためには、「学校安全の中核を担う教職員」の配置、資質能力向上の機会確保が重要。
⇒ **組織的に学校安全を推進していくための校内体制及び、その中心となる「学校安全の中核を担う教職員」について、その位置付け及び果たすべき役割、養成・育成等については、本有識者会議で更に検討を進める。**

- 学校運営協議会を設置している教育委員会に対し、学校や地域の課題について、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の仕組みを活用して、取組が進んだ／成果が上がったと考えるかどうか、成果実感を調査。
- 『学校と保護者や地域住民等の相互理解』、『魅力・特色ある学校づくり』においては、90%以上の教育委員会が「当てはまる」又は「やや当てはまる」と回答した。



地域と学校の連携・協働体制構築事業

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和7年度予算額（案） 7,052百万円
（前年度予算額 7,050百万円）



文部科学省

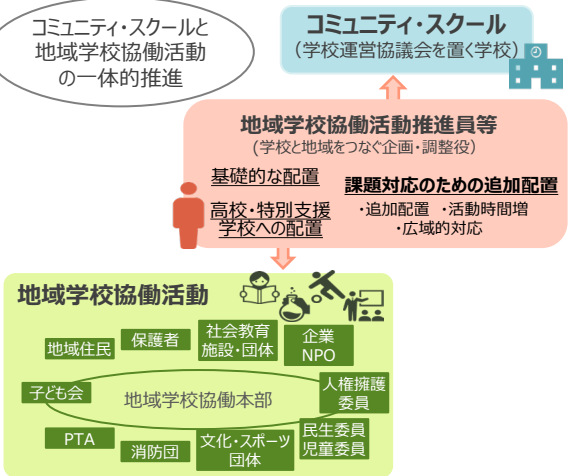
現状・課題

- 予測困難なこれからの社会においては、**学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要**
- **コミュニティ・スクール（※）と社会教育活動である地域学校協働活動を一体的に推進することで、学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会の実現を目指す**
※コミュニティ・スクールは、子供を取り巻く課題の解決に向けて、**保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持つ「当事者」として学校運営に参画**する学校運営協議会を置く学校（R6.5時点:20,153校、58.7%）
- 放課後児童対策の一層の強化に向け、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべきものとして策定した「**放課後児童対策パッケージ**」に基づく**取組を推進**（地域学校協働活動の一環としての放課後子供教室と放課後児童クラブの連携促進等）

事業内容

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援

事業実施期間	平成27年度～
交付先	都道府県・政令市・中核市（以下「都道府県等」）
要件	①コミュニティ・スクールの導入または導入計画があること ②地域学校協働活動推進員等を配置していること
補助率	国1/3、都道府県等1/3、市区町村1/3 ※都道府県等が直接実施する場合、都道府県等2/3
支援内容	地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品等



経済財政運営と改革の基本方針2024

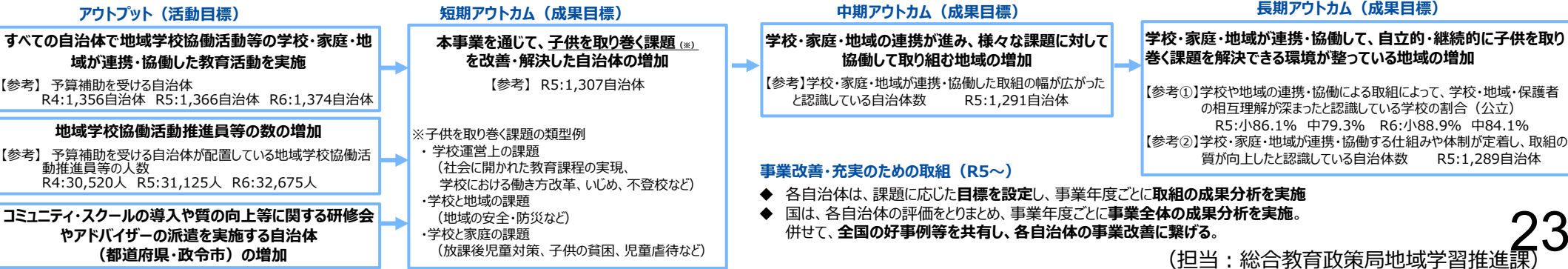
（令和6年6月21日閣議決定）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～
3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題
（3）公教育の再生・研究活動の推進（質の高い公教育の再生）
学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教師を安心して本務に集中させ、こどもたちの豊かな学びを実現するため、チーム学校との考えの下、**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組**や、部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた取組を**加速する**とともに、（略）豊かな感性や創造性を育むための自然等の体験活動・読書活動、キャリア教育・職業教育等を推進する（略）。

具体的な取組

- ▶ **コーディネート機能の強化**
 - 引き続き**地域学校協働活動推進員等の配置を促進**
 - 学校における働き方改革や放課後児童対策などの**地域課題に応じ、専門性を活かした追加配置や常駐的な活動等を支援**
 - **地域学校協働活動推進員等の処遇改善**
- ▶ **地域学校協働活動の実施**
 - **学校における働き方改革に資する取組、放課後等における学習支援や体験・交流活動等を支援**
 - 放課後子供教室新規開設時の備品整備を支援
- ▶ **教育委員会の伴走支援体制の構築・強化**
 - **CSアドバイザーの配置促進**
 - 学校運営協議会委員、推進員等、地域ボランティア等に対する**研修の充実**

ロジックモデル



（担当：総合教育政策局地域学習推進課）

コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動に係る協力団体等リスト

コミュニティ・スクール等の仕組みを活用した関係団体・関係者との更なる連携促進、互恵的関係の構築・深化に向けて広く周知を図ることができるよう、趣旨に賛同・協力いただける関係団体等のリストを作成。

掲載団体（令和6年12月時点）

本体はこちら →



《教育分野》

- ・全国コミュニティ・スクール連絡協議会
（コミュニティ・スクールの推進に関する情報交換、普及啓発等）
- ・公益社団法人日本PTA全国協議会
- ・一般社団法人全国高等学校PTA連合会
（PTA活動に関する研修・広報活動、子供たちの健全育成等）
- ・公益社団法人全国子ども会連合会
（子ども会活動の推進、指導者の養成・研修等）
- ・公益社団法人全国公民館連合会
（公民館の普及促進、調査研究等）
- ・全国私立大学教職課程協会
- ・日本教育大学協会
- ・日本教職大学院協会
（教師教育・教員養成に関する調査研究・情報発信等）
- ・全国都道府県教育委員会連合会
- ・全国市町村教育委員会連合会
- ・指定都市教育委員会協議会
- ・全国都市教育長協議会
- ・中核市教育長会
- ・全国町村教育長会
（教育委員会相互の情報共有、教育行政に関する調査研究等）
- ・全国国公立幼稚園・こども園長会
（幼児期の教育の発展・振興、保幼小の連携推進）
- ・全日本中学校長会
（中学校教育の振興等）
- ・全国連合退職校長会
（教育の振興、地域の教育・文化の向上等）

- ・全国公立小中学校事務職員研究会
（学校事務の研究、事務職員の資質向上、教育環境の整備等）
- ・全日本教職員連盟
（教職員の研修、地域・家庭における教育の充実に向けた取組等）
- ・公益社団法人日本教育会
- ・日本連合教育会
- ・一般社団法人全国教育問題協議会
（教育に関する調査研究・普及活動等）
- ・公益財団法人日本学校保健会
（子供の現代的健康課題に対応するための学校保健の振興等）
- ・公益財団法人産業教育振興中央会
- ・全国産業教育振興会連絡協議会
（産業教育の振興）
- ・全国専修学校各種学校総連合会
（専修学校・各種学校における職業教育の振興、中高との連携推進）
- ・公益財団法人日本漢字能力検定協会
（日本語・漢字に関する普及啓発・支援等）
- ・公益財団法人日本数学検定協会
（数学に関する普及啓発・支援等）

《スポーツ・文化分野》

- ・公益財団法人日本スポーツ協会
（スポーツ指導者・スポーツ少年団の育成、生涯スポーツの普及等）
- ・公益財団法人運動器の健康・日本協会
（運動器の健康増進、疾患・障害の予防に関わる教育・啓発等）
- ・特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟
（ラジオ体操・みんなの体操の普及等）
- ・一般社団法人和食文化国民会議
（無形文化遺産「和食」の適切な保護・継承）

《防災・安全分野》

- ・公益財団法人全国防犯協会連合会
(防犯思想・知識の普及、薬物乱用防止等)
- ・一般財団法人全日本交通安全協会
(交通安全に関する普及啓発等)
- ・消防団
(防火指導、応急手当の普及活動、防災意識の向上等)
- ・公益社団法人隊友会
(防衛・防災関連施策への協力等)

《金融分野》

- ・一般社団法人全国銀行協会
- ・一般社団法人信託協会
- ・一般社団法人全国地方銀行協会
- ・一般社団法人第二地方銀行協会
- ・一般社団法人全国信用金庫協会
- ・一般社団法人全国信用組合中央協会
- ・一般社団法人生命保険協会
- ・一般社団法人日本損害保険協会
- ・日本FP協会
(金融に関する普及啓発・リテラシー向上等)

《児童福祉分野》

- ・一般財団法人児童健全育成推進財団
(児童館の活動支援、児童福祉に関する調査研究等)
- ・全国学童保育連絡協議会
(学童保育に関する調査研究、指導員の研修活動等)
- ・一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会
(ひとり親家庭・寡婦の福祉に関する啓発・広報等)
- ・全国保育協議会
- ・公益社団法人全国私立保育連盟
- ・社会福祉法人日本保育協会
(保育・児童福祉の向上等)

《人権分野》

- ・更生保護法人全国保護司連盟
(保護観察対象者の指導・支援、犯罪予防活動等)
- ・全国人権擁護委員連合会
(人権に関する相談対応、人権啓発等)

《国際協力分野》

- ・公益社団法人青年海外協力協会
(グローバル人材の育成、地域の国際化支援等)

《社会福祉・労働分野》

- ・一般社団法人生涯活躍のまち推進協議会
(多世代と交流しながら健康な生活を送る地域づくりへの支援)
- ・全国食生活改善推進員協議会 (一般財団法人日本食生活協会)
(食育の推進・運動習慣の定着等)
- ・全国社会福祉協議会
(福祉人材の育成・研修、ボランティア・福祉教育の推進等)
- ・全国民生委員児童委員連合会
(生活上の様々な相談支援を行う民生委員・児童委員活動の推進)
- ・公益財団法人日本知的障害者福祉協会
(知的障害者の支援、知的障害福祉の普及啓発等)
- ・全国老人クラブ連合会
(子供の見守り、清掃・緑化、伝承・多世代交流等の活動推進)
- ・一般財団法人ACCN
(キャリアコンサルタントによるキャリア教育の推進等)

《農林水産分野》

- ・JAグループ (一般社団法人全国農業協同組合中央会)
- ・全国森林組合連合会
- ・全国漁業協同組合連合会
(農林水産分野における体験機会の提供等)

《経済分野》

- ・公益社団法人経済同友会
- ・日本商工会議所
- ・全国中小企業団体中央会
- ・全国商工会連合会
(経済界との連携・交流、地域経済の活性化等)

《自動車整備分野》

- ・自動車整備人材確保・育成推進協議会
(自動車整備に携わる人材の確保・育成等)

《海事分野》

- ・海事産業人材確保・育成推進協議会
(海事産業に携わる人材の確保・育成等)

(参考) 「学校・教師が担う業務の3分類」に基づき協力が可能と考えられる事項

- 本年5月の中教審特別部会「審議のまとめ」では、学校における働き方改革の更なる加速化に向け、学校・教師が担う業務の適正化を一層推進するとともに、働き方改革の実効性を向上するためには保護者、地域住民等の理解・協力・連携が不可欠であるとされている。
- こうした動向を踏まえ、「学校・教師が担う業務の3分類」(※)に基づく取組毎に、一般的に協力が可能と考えられる協力団体等を整理。

※学校における働き方改革の推進のため、学校・教師が担う業務を「基本的には学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3つに整理している。「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(平成31(2019)年1月25日中央教育審議会)において提言されたもの。

登下校に関する対応	公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益財団法人全国防犯協会連合会、一般財団法人全日本交通安全協会、一般社団法人全国信用組合中央協会、 一般財団法人児童健全育成推進財団 、更生保護法人全国保護司連盟、全国民生委員児童委員連合会、公益財団法人日本知的障害者福祉協会、全国老人クラブ連合会
放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益財団法人全国防犯協会連合会、全国民生委員児童委員連合会
児童生徒の休み時間における対応	公益社団法人日本PTA全国協議会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国老人クラブ連合会
校内清掃	公益社団法人日本PTA全国協議会、公益社団法人全国子ども会連合会
部活動	一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益社団法人全国公民館連合会、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人運動器の健康・日本協会、公益社団法人隊友会
給食時の対応	公益社団法人日本PTA全国協議会、公益社団法人全国子ども会連合会、一般社団法人和食文化国民会議、全国食生活改善推進員協議会(一般財団法人日本食生活協会)
学校行事の準備・運営	公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益社団法人全国公民館連合会、一般社団法人全国私立大学教職課程協会、全国専修学校各種学校総連合会、公益財団法人日本漢字能力検定協会、公益財団法人日本数学検定協会、公益財団法人運動器の健康・日本協会、特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟、一般社団法人和食文化国民会議、一般財団法人全日本交通安全協会、消防団、公益社団法人隊友会、 全国学童保育連絡協議会 、全国社会福祉協議会、全国老人クラブ連合会、全国森林組合連合会、日本商工会議所、自動車整備人材確保・育成推進協議会、海事産業人材確保・育成推進協議会
進路指導	一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益財団法人日本漢字能力検定協会、公益社団法人全国公民館連合会、一般社団法人全国信用組合中央協会、公益財団法人日本知的障害者福祉協会、一般財団法人ACCN、全国森林組合連合会、日本商工会議所、自動車整備人材確保・育成推進協議会、海事産業人材確保・育成推進協議会
支援が必要な児童生徒・家庭への対応	公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益財団法人日本漢字能力検定協会、公益財団法人日本数学検定協会、 一般財団法人児童健全育成推進財団 、 全国学童保育連絡協議会 、 一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会 、更生保護法人全国保護司連盟、全国人権擁護委員連合会、全国社会福祉協議会、全国民生委員児童委員連合会、公益財団法人日本知的障害者福祉協会

※本資料に記載していることをもって、各地域における協力を直ちに約束するものではない。

「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」について

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進による地域とともにある学校づくりに向けて、保護者、地域住民、学校関係者等を対象としたフォーラムを開催し、取組の充実と全国的な普及を図る

今後の予定

開催地	期日	会場等	主催
文部科学省	2月28日（金）	文部科学省第1講堂 （WEB配信併用）	・文部科学省
千葉県	8月2日（土）	千葉県教育会館 （WEB配信併用）	・文部科学省 ・千葉県教育委員会
仙台市	11月8日（土）	東北学院大学 五橋キャンパス （WEB配信併用）	・全国コミュニティ・スクール連絡協議会 ・文部科学省 ・仙台市教育委員会

R4～R6年度実績

年度	開催地	期日	会場等	テーマ	主催
R6	山梨県	7月13日（土）	山梨県立文学館・美術館 （WEB配信併用）	学校と地域で高め合おう！子供・教師・家庭・地域のウェルビーイング ～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を通して～	・文部科学省 ・山梨県教育委員会
	金沢市	11月8日（金）	金沢市文化ホール （WEB配信併用）	持続可能な社会の創り手の育成 ～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を通して～	・全国コミュニティ・スクール連絡協議会 ・文部科学省 ・金沢市教育委員会
R5	茨城県	7月15日（土）	茨城県庁 （WEB配信併用）	これからのコミュニティ・スクール ～令和の日本型学校教育の実現に向けて～	・文部科学省 ・茨城県教育委員会
	南部町 （鳥取県）	12月15日（金）	米子コンベンションセンター キナルなんぶ （WEB配信併用）	コミュニティ・スクール その先へ ～今こそ魅せる大人の本気～	・全国コミュニティ・スクール連絡協議会 ・文部科学省 ・鳥取県教育委員会 ・南部町教育委員会
R4	兵庫県	6月11日（土）	神戸ポートオアシス （WEB配信併用）	正しく学ぶ これからのコミュニティ・スクール	・文部科学省 ・兵庫県 ・兵庫県教育委員会 ・全国コミュニティ・スクール連絡協議会
	玖珠 （大分県）	10月29日（土）	くすまちメルサンホール （WEB配信併用）	コミュニティ・スクールがつくる令和の学校	・全国コミュニティ・スクール連絡協議会 ・文部科学省 ・大分県教育委員会 ・玖珠町教育委員会
	文部科学省	2月3日（金）	WEB配信のみ	大臣表彰の受賞取組の事例研究 （※同日午前大臣表彰を実施）	・文部科学省

コミュニティ・スクール制度化20周年記念フォーラム

～コミュニティ・スクールの“これまで”と“これから”～

日時：令和7年2月28日（金）13:30～16:30

会場：文部科学省第1講堂（WEB配信併用）

主催：文部科学省

プログラム（予定）

- | | |
|---------------|---|
| 13:30 ～ 13:45 | 開会行事 |
| 13:45 ～ 14:00 | 感謝状授与式
CS推進名誉マイスター任命式
コンクール表彰式 |
| 14:10 ～ 15:10 | 記念講演
全国コミュニティ・スクール連絡協議会
顧問 貝ノ瀬 滋 氏 |
| 15:20 ～ 16:20 | パネルディスカッション
○審査講評
増渕 広美 氏（青少年と家族の未来研究所 代表）
○登壇者
鈴木 寛 氏（東京大学公共政策大学院 教授）
吉松 英樹 氏（山口市立島地小学校 校長）
福島県楢葉町立楢葉中学校 代表生徒
大阪府立富田林高等学校 代表生徒
○司会
志々田 まなみ 氏（国立教育政策研究所 総括研究官） |
| 16:25 ～ 16:30 | 閉会行事 |

コミュニティ・スクール制度化20周年記念 ロゴマーク・キャッチコピー募集

1. 目的

全国の公立学校園に在籍する児童生徒を対象に募集する、コミュニティ・スクールや地域とともにある学校を表現する作品を通じて、コミュニティ・スクールへの理解と関心を深める。

2. 募集内容

- （1）テーマ：コミュニティ・スクール、地域とともにある学校
- （2）募集部門：①ロゴ ②キャッチコピー
- （3）対象：全国の公立学校園に在籍する児童生徒

3. 募集期間

令和6年12月16日 ～ 令和7年1月31日

4. 審査基準

テーマの表現力、創造性と独創性、技術力

5. 発表

発表日：令和7年2月28日（ロゴ部門については後日）

発表方法：フォーラムにて発表、ホームページにて公開

6. 募集したものの使途・アイデア例

- ・文部科学省職員や自治体職員、学校教職員の名刺にロゴ等を掲載
- ・文部科学省で作成するスライド、手引き等の資料やフォーラムのポスター等の広報物に掲載
- ・ホームページ「学校と地域でつくる学びの未来」のトップページやバナーに掲載
- ・こども霞が関見学デーにおいて、作品の展示

コミュニティ・スクールに関する詳細な情報や全国の事例等は、文部科学省のＨＰに掲載

文部科学省の専用ホームページ「**学校と地域でつくる学びの未来**」では、

- **コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の関連情報**（各種法令、通知等を含む）
- 全国の**取組事例**（文部科学大臣表彰の被表彰事例など）
- 全国の企業や団体等の出前授業などの**教育プログラム**（「土曜学習応援団」）

など、行政・学校・地域の関係者ごとに、必要な情報を掲載しています



アクセスは、下記ＱＲコードから



<https://manabi-mirai.mext.go.jp/> もしくは “**学び未来**” で検索

放課後児童対策

趣旨

- 「新・放課後子ども総合プラン」「放課後児童対策パッケージ2024」の実施により、受け皿確保は目標としていた152万人分をほぼ達成（151.9万人）。一方で、待機児童数は令和6年5月1日時点で1.8万人と、令和5年度の同時期（1.6万人）に比べて増加。
- 待機児童対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から令和6～7年度に集中的に取り組むべき対策として充実を図り、パッケージを改訂するものである。

1. 放課後児童対策の具体的な内容について

放課後児童クラブの実施状況（R6.5.1）登録児童 151.9万人 待機児童 1.8万人
（R6.10.1）登録児童 147.1万人 待機児童 0.9万人

（1）放課後児童クラブにおける待機児童の解消策

1）放課後児童クラブを開設する場の確保

- 施設整備に係る補助率の嵩上げ[R6補正]
- 学校（校舎、敷地）内における整備推進
- 学校外における整備推進（補助引き上げ）
- 賃貸物件等を活用した受け皿整備の推進（補助引き上げ）
- 学校施設の積極的な活用
- 保育所等の積極的な活用
- 民間事業者による参入支援[R6補正]
- スモールコンセッションによる事業所整備の周知

2）放課後児童クラブを運営する人材の確保

- 常勤職員配置の改善
- 職員に対する処遇改善
- 職員の確保支援[R6補正]
- 平日夜間の人材確保支援[R7拡充]
- 保育士・保育所支援センター等やハローワークと連携した人材確保支援
- ICT化の推進による職員の業務負担軽減[R6補正]
- 育成支援の周辺業務を行う職員の配置による業務負担軽減
- 放課後児童クラブ分野のDX化による職員の業務負担軽減[R6補正]

3）適切な利用調整（マッチング）

- 正確な待機児童数把握の推進、待機児童の詳細の公表
- 利用調整支援や送迎支援の拡充による待機児童と空き定員のマッチングの推進等

4）時期的なニーズ等への対応

- 夏季休業期間中における開所支援[R7拡充]
- 年度前半の開所支援のあり方の検討
- 支援の単位あたりの児童数の考え方の検討

5）自治体へのきめ細かな支援とコミュニティ・スクールの仕組みの活用推進

- 待機児童が多数発生している自治体への支援
- コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進

（2）全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

1）多様な居場所づくりの推進

- 放課後児童クラブと放課後子供教室の校内交流型・連携型の推進[R7拡充]
- こどもの居場所づくりの推進（モデル事業、コーディネーター配置）【一部R6補正、R7拡充】
- コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進（一部再掲）
- 特別な配慮を必要とする児童への対応【一部R6補正】
- 放課後児童クラブ待機児童への預かり支援実証モデル事業[R6補正]
- 朝のこどもの居場所づくりの推進（好事例周知、機運醸成等）
- 能登半島地震を踏まえた災害時の放課後等におけるこどもへの支援

2）放課後児童対策に従事する職員やコーディネートする人材の確保

- 常勤職員配置の改善（再掲）
- こどもの居場所づくり支援体制の構築等を行うコーディネーター配置支援（再掲）
- 地域学校協働活動推進員の配置促進等による地域学校協働活動の充実

3）質の向上に資する研修の充実等

- 放課後児童対策に関する研修の充実
- 性被害防止、不適切な育成支援防止等への取組【一部R6補正】
- 事故防止への取組
- 「はじめの100か月の育ちビジョン」と連携した広報
- 放課後児童クラブ運営指針の改正
- いわゆる「スキマバイト」への対応

2. 放課後児童対策の推進体制について

（1）市町村、都道府県における役割・推進体制

- 市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会の継続実施
- 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

（2）国における役割・推進体制

- 放課後児童対策に関する二省庁会議の継続実施
- 放課後児童対策の施策等の周知

3. その他留意事項について

（1）放課後児童対策に係る取組のフォローアップについて

- 放課後児童クラブの整備<152万人の受け皿整備を進め、できる限り早期に待機児童解消へ>
- 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携<同一小学校区内でできる限り早期に全てを連携型へ>
- 学校施設を活用した放課後児童クラブの整備<新規開設にあたり所管部局が求める場合、できる限り早期に全て学校施設を活用できるように>

（2）子ども・子育て支援事業計画との連動について

（3）こども・子育て当事者の意見反映について



喫緊の課題となっている放課後児童クラブの待機児童の解消に向けた受け皿整備等に関し、引き続き「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」に取り組みつつ、浮かび上がってきた**3つの課題に対応した6つの対応策**を追加して整理。

3つの課題

①待機児童発生状況の偏り

- ・長期休業前に多くの待機児童が発生（**時期**）
- ・特に必要性が高い小1の待機児童の発生（**学年**）
- ・一部の自治体において特に発生（**地域**）

◆待機児童数の変化	5月1.8万人 → 10月0.9万人
◆小1の待機児童数	2,209人（全体の12.5％）
◆待機児童の発生	東京都、埼玉県、千葉県で 全体の4割(R5と同様)



6つの対応策

1. 夏季休業期間中等の開所支援。
2. 特に就学にあたっての不安が大きい小学校新1年生の待機の解消。
3. 待機児童数の多い自治体に向け、民間の新規参入支援、人材確保策の実施、待機児童に対する預かり支援を行う等のモデル事業等を展開。

4. 待機児童数の多い自治体について、補助事業の丁寧な周知を図るとともに、補助事業の活用状況を含めた取組状況や待機児童の状況の詳細を公表。
5. 緊急的に受け入れ増に至った場合の安全対策について更なる方策の検討等。



②補助事業の未活用等

- ・様々な補助メニューの一層の周知が必要。
- ・安全対策のための定員管理の必要。

6. 運営委員会や総合教育会議の活用促進、学校施設活用に際し教師の負担を生じさせることのない管理運営等の好事例の共有。

③関係部局間・関係者間の連携

- ・福祉部局・教育委員会間での連携が不十分で、放課後児童クラブ・学校関係者の一層の連携協力が必要。



放課後児童クラブの待機児童の解消等に向けた学校施設の活用等について

(令和5年8月31日付けこ成環第125号・5教地推第71号通知)【概要】

放課後児童クラブの待機児童の解消が喫緊の課題となっている状況を踏まえ、改めて「新・放課後子ども総合プラン」(以下「新プラン」)の趣旨を周知するとともに、**待機児童の解消を目指し、学校施設を有効活用した放課後児童クラブの実施等の取組を一層促進するため、配慮いただきたい事項について通知**するもの。

1. 学校施設等の有効活用について

(1) 余裕教室の活用及び放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

- ① 余裕教室の活用、**学校施設の一時的な利用(タイムシェア)**の促進
- ② **学校教育・児童福祉を担う部局間・関係者間の連携**による検討
- ③ 余裕教室の改修、設備整備、備品購入、プレハブ施設の設置等に係る**国庫補助(放課後子ども環境整備事業)**の活用
- ④ 学校施設の転用に係る**財産処分手続の大幅な弾力化等**

(2) 廃校施設の活用

- ・ 地域の実情・ニーズを踏まえた廃校施設の活用
- ・ 施設改修、送迎支援に係る国庫補助(子ども・子育て支援施設整備交付金)の活用

(3) 学校施設と放課後児童クラブの複合化

- ・ 学校施設と他の公共施設等の複合化に関する報告書・事例集、複合化して整備する場合の補助金の活用

2. 学校施設の活用に当たっての責任体制の明確化について

- ・ 学校施設の管理運営上の責任の所在について関係部局間での取決めが行われやすくなるよう示した**協定書のひな形**(R1.7通知)の参照
- ・ 学校施設の一時的な利用(タイムシェア)において**あらかじめ取り決めておくことが望ましい事項**の参照

3. 関係部局間・関係者間の連携について

(1) 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

- ・ 教育委員会と福祉部局が連携した総合的な放課後児童対策について積極的に**総合教育会議で取り上げ**

(2) 推進委員会等による放課後児童対策の検討

- ・ 市区町村：新プランに基づく運営委員会等を活用した適切な体制づくり
- ・ 都道府県：新プランに基づく推進委員会等を活用した連携

(3) **学校運営協議会を活用した学校・家庭と放課後児童クラブとの連携**

- ・ **学校運営協議会制度の導入や積極的活用**(例：放課後児童クラブ関係者を協議会委員に選定、議題設定の工夫)の検討

4. その他

(1) 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的又は連携した運営について

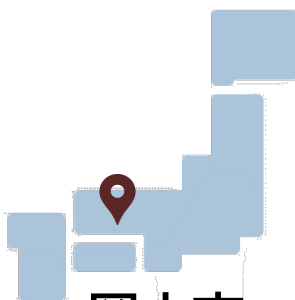
- ・ 新プランに基づく**両事業の連携**、同一小学校内等での**一体型の推進**
- ・ 国庫補助等の活用による推進体制の構築・実施環境の整備

(2) 放課後のこどもの居場所づくりについて

- ・ 児童館・社会教育施設等を活用した居場所の確保
- ・ 国庫補助(放課後居場所緊急対策事業：児童館等の入退館の把握や見守りを行う専門スタッフの配置を支援)の活用



学校施設を活用した放課後児童クラブの整備事例



岡山市

岡山市では、放課後児童クラブ担当部局と教育委員会が連携し、学校の理解を得て、余裕教室の活用や特別教室のタイムシェア（一時的な利用）など学校施設を有効活用した放課後児童クラブの整備を行っている。



特別教室のタイムシェアにより放課後児童クラブを実施している様子

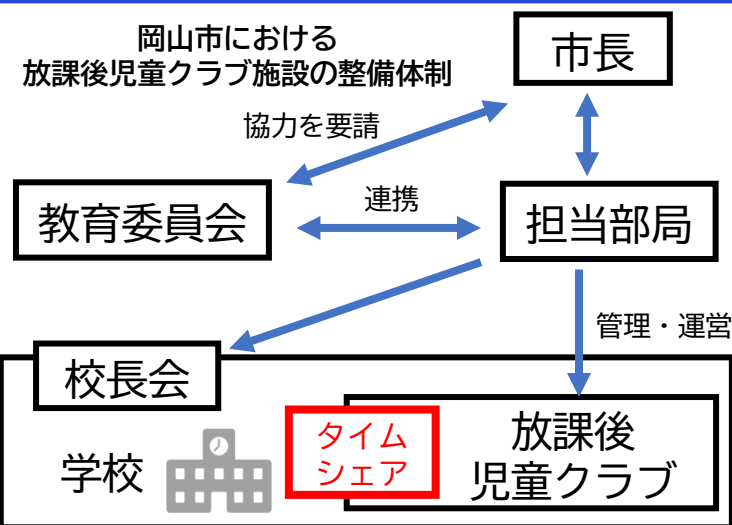
学校施設の円滑な活用を可能にする取組

取組の概要

放課後児童クラブのニーズが年々高まり、希望者が利用できない「待機児童」が増加。危機感を持った市長がリーダーシップを発揮し、待機児童対策を市の重要課題の1つと位置づけ、教育委員会に協力を要請。学校の図工室などの特別教室のタイムシェア等による放課後児童クラブの定員増を実現。今後も学校施設を活用することで待機児童の解消を目指す方針。

取組の要点

- ◆担当部局と教育委員会が日頃から連携を密にし、情報共有や連携体制を構築。
- ➡放課後児童対策についての現状や方策を市長に説明する際には、担当部局と教育委員会の担当者が同席。校長会への説明資料は事前に双方で調整。
- ◆学校の備品や児童の私物の管理、セキュリティ面などタイムシェア等を行う際の学校側の懸念事項を担当部局で聞き取り。
- ➡
 - ・学校の物品や児童の私物の保管、安全管理に必要な備品の準備
 - ・レンタルエアコンの設置や光熱費の負担
 - ・学校活動に影響のない動線の確保
 - ・教室外への移動の際には放課後児童支援員が付き添う等の利用時のルールを学校と協議の上で設定。



成果

- ◆タイムシェア等により、専用施設の設置よりも迅速に受け入れ体制が整い、機動的な定員増を実現。

※R5. 8～10の間に14クラブで231人の定員増。（うちタイムシェアは5クラブ）

課題

- ◆都度、物品を専用施設から持参することによる負担の増加や複数箇所の活動への対応が必要となるためスタッフの増員が必要。

学校施設の一時利用（タイムシェア）による放課後児童クラブの実施例

※厚生労働省 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施における連携に関する調査研究報告書」及び各自治体の担当からの電話ヒアリング等をもとに、文部科学省作成

東京都目黒区

放課後の時間帯の特別教室を 放課後児童クラブとして一時利用

- 放課後の時間帯の**特別教室（家庭科室等）を活用して、タイムシェア型の放課後児童クラブを開設。**
- 使用していない準備室などを活用して放課後児童クラブの専用区画を確保し、事務室として利用。専用区画が校舎内に確保できない場合には、校舎外に物置を建てるなどして確保。
- 放課後児童クラブで使用する備品等は、専用区画からワゴン等で運搬。
児童のランドセル置き場は可動式のロッカーを用意。
- 学校、教育委員会、子育て支援部において、**あらかじめ学校施設を利用するにあたっての確認事項（利用日程の確認方法や、利用のルール等）を協議し、確認文書を作成。**

可動式のランドセルロッカー



ロール畳

※ランチルームのタイムシェアの事例

折脚テーブル

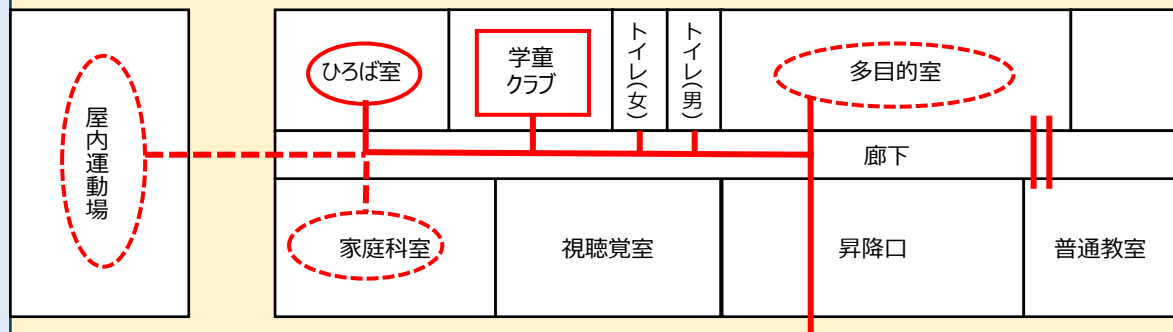
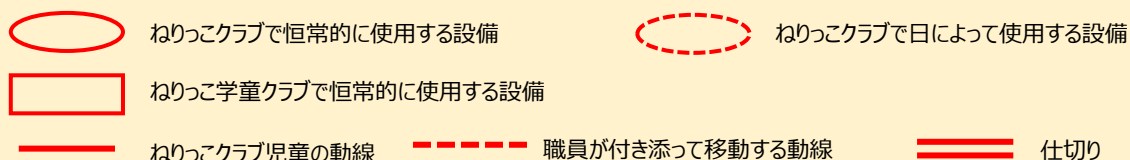
東京都練馬区

放課後の活動で使用する範囲を明確に示すことで、 施設利用に関する小学校の理解を促進

- 学校施設の活用にあたって責任体制の明確化を図るため、「ねりっこクラブ」（一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室）を実施するにあたり、**教育委員会と各小学校長との間で、学校施設の使用に関する協定を締結。**
- 協定書では、基本的合意事項として、「教育委員会は、小学校の学校教育に支障が生じないよう配慮の上、事業を実施するものとする／小学校は、学校教育に支障がない限り、教育委員会が実施する事業に協力するものとする」としたうえで、学校施設・設備の使用と使用時間、管理責任、緊急時の対応、学校教育に支障が生じる場合の対応を明記しルール化。
- 協定書では、**放課後児童クラブが放課後に使用するスペースや、子供の動線を図示して明確にする工夫**が行われている。

〔協定書における図のイメージ〕

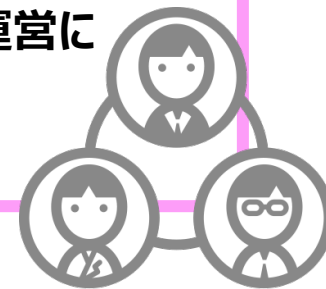
※練馬区提供資料を参考に文部科学省において作成。図面は架空のもの。





市内の約17の小学校において、学区内の放課後児童クラブ関係者が学校運営協議会委員となり、地域関係者の一員として学校運営に参画している。

※八王子市は全ての公立小学校に学校運営協議会が設置されている。



八王子市立元木小学校の例

- 元木小学校の学校施設外で運営している放課後児童クラブが、平成30年度に移転することが決まっていた。
- 学校敷地内専用施設への移転については、学校運営協議会でも協議がされたが、その際、放課後児童クラブの施設長兼運営NPO法人代表が学校運営協議会委員となっていたことで、学校運営協議会の重要な議題となり、「学校教育活動や学校周辺の近隣住民の生活に支障をきたさない」という視点で、市側との緊密な連携のもと計画を練り上げ、スムーズに移転を進めることができた。
- また、放課後の子供の居場所づくりとして、放課後子供教室が毎週3回実施されている。運営組織は地域住民有志から成る推進委員会だが、これを立ち上げ推進委員会会長を務めているのも学校運営協議会の一員である。（放課後児童クラブ施設長とは別の委員）それからの報告が学校運営協議会でなされ、全委員が情報を共有できるため、放課後児童クラブと放課後子供教室との運営主体がより明確になり、必要に応じての連携もしやすくなった。
- 学校運営協議会で、放課後児童クラブの関係者から子供たちの活動の様子を共有いただくことで、地域と学校が全体として子供たちの様子が把握できるとともに、放課後児童クラブの関係者にとっても学校の活動を知る機会となり、お互いの理解が進むことで普段から連携がしやすくなった。

「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の『校内交流型』のイメージ

放課後児童クラブ

- ▶ 原則、年間250日以上開設（要件）
- ▶ 遊びや生活の場の提供（保護者の預かりニーズに対応）
- ▶ 支援の単位ごとに放課後児童支援員、補助員を配置
- ▶ 共働き家庭など、保護者が日中家庭にいない児童が対象

放課後子供教室（地域学校協働活動）

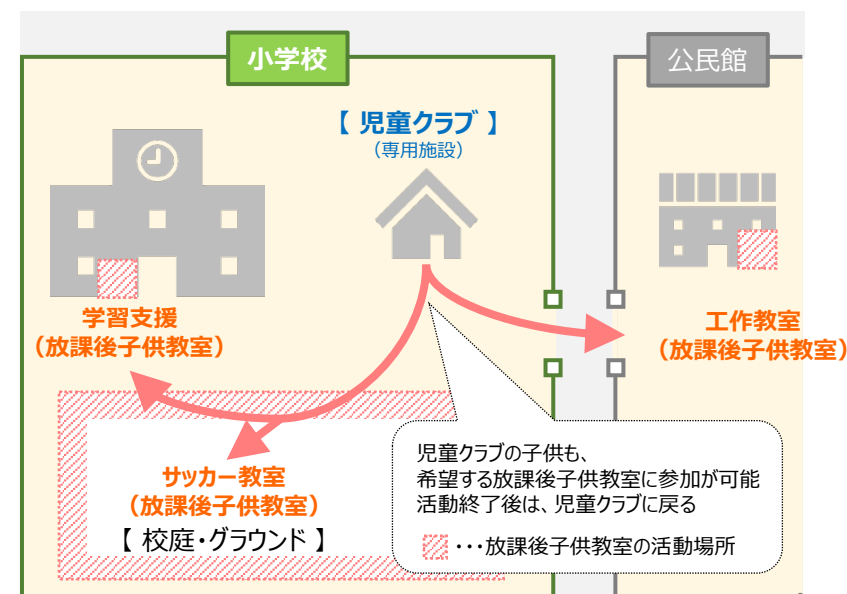
- ▶ 地域の実情に応じた実施（週1～2日が多い）
- ▶ 学習や体験などのプログラムを実施（多様な学びの機会の提供）
- ▶ 地域住民ボランティア等、多様な参画により実施
- ▶ すべての子供が参加可能（内容等により制限される場合あり）

隣接施設等も活用した校内交流型のイメージ

- ▶ 同一の小中学校内等で両事業を実施し、児童クラブの子供を含むすべての児童が放課後子供教室の活動（プログラム）に参加、交流できる

〇〇小学校 放課後児童クラブ (毎週月曜日～土曜日開所)		
月		
火		
水	15:30～18:30	学校敷地内 専用施設
木		
金		
土	08:30～18:30	
日	実施なし	

〇〇小学校 放課後子供教室 (毎週水曜日、毎月第2、4土曜日開所)		
月		
火	実施なし	
水	15:30～17:30	グラウンド 余裕教室
木		(毎週水曜日) グラウンドでサッカー教室 余裕教室で学習支援
金	実施なし	
土	10:00～12:00	公民館 (隣接)
日	実施なし	(毎月第2・4土曜日) 公民館で工作教室



連携型：放課後子供教室及び放課後児童クラブが連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できるもの

校内交流型：連携型のうち、同一小中学校内等で放課後子供教室及び放課後児童クラブを実施しているもの

総合教育会議を活用した放課後児童対策の検討

総合教育会議：

教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るため、地方公共団体の長及び教育委員会により構成される。

教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策等について協議を行うこととなっている。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4により設置

総合教育会議の内容として、「福祉部局と連携した総合的な放課後対策」を取り上げた自治体

令和3年度間 全国で **97** ※都道府県・指定都市（2）、市町村等（95）

令和4年度間 全国で **85** ※都道府県・指定都市（5）、市町村等（80）

「教育委員会の現状に関する調査」（令和3年度間・令和4年度間）

事例

東京都西東京市

- 議題のひとつとして、**放課後児童クラブにおける過密化対策**を議論。学校施設の一時利用（タイムシェア）、放課後子供教室との実施場所との調整、学校の業務と放課後児童クラブの業務とのすみ分けなどに関する質疑や意見交換が行われた。
- 議論の終わりには、市長から、（学校と放課後児童クラブの）双方が連携していくことを共通の認識とすることができたとの発言があった。

※令和6年度第1回西東京市総合教育会議の議事録をもとに、文部科学省作成。

静岡県浜松市

- 議題のひとつとして、**放課後の子供の居場所づくり**について議論。放課後児童クラブについて、待機児童が発生する一方で夏休み後に需要が少なくなることや、学校施設の活用等について議論が行われた。
- 議論の中では、市長から、子供の居場所づくりは、コミュニティ・スクールの重要なテーマになってくると思うので、教育委員会がリードして議論や取組を進めていく必要がある旨の発言があった。

※令和4年度第2回浜松市総合教育会議の議事録をもとに、文部科学省作成。

兵庫県宝塚市

- 議題のひとつとして、放課後児童クラブの待機児童対策について議論。特に、夏休み期間のニーズから**年度前半に待機児童が多数発生することへの対策**を中心に意見交換が行われた。
- 議論の中では、夏休み中の人材確保の対策として、スクールサポートスタッフ等の長期休業期間中に業務がなくなる方に関わってもらってはどうか、放課後子供教室に関わっている地域の方にも協力してもらうよう学校運営協議会で検討してもらってはどうか、といった提案も行われた。

※令和5年度第2回宝塚市総合教育会議の議事録をもとに、文部科学省作成。

沖縄県北谷町

- 議題のひとつとして、待機児童対策としての**放課後児童クラブの整備**について議論。議論の冒頭、町長から、方向性を共有して、放課後児童クラブの担当課が教育委員会及び学校の協力を仰ぎながらやっていければということで議題にあげた旨の発言があった。
- 学校の空き教室や学校敷地の活用などの場所の確保や、新たな放課後児童クラブを整備した場合の運営方法などについて意見交換が行われた。

※第11回北谷町総合教育会議（令和6年1月）の議事録をもとに、文部科学省作成。

子どもの読書活動の推進について

第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の概要

趣旨

- 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(H13)に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(計画期間はおおむね5年)を策定
- 子どもの読書活動の推進に関する有識者会議による議論を経て、R5～9年度の子どもの読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする

第1章 近年における子どもの読書活動に関する状況等

子どもの読書活動に関する取組の現状

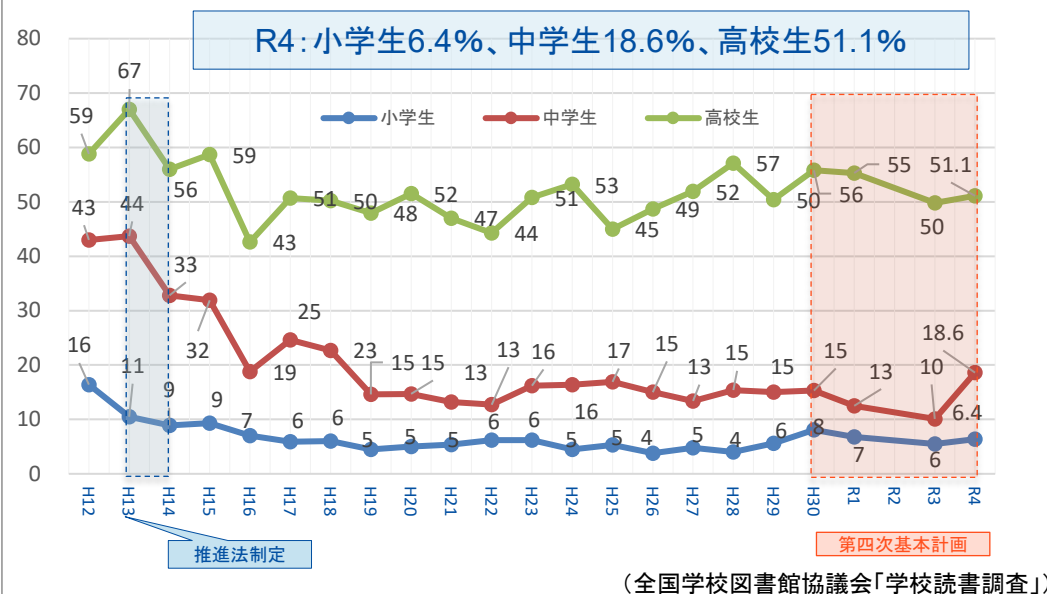
- 増加している点： 図書館数、図書館でのオンライン閲覧目録の導入率、学校司書を配置する学校等の割合は増加
- 減少している点： 図書館の児童用図書の貸出冊数、全校一斉の読書活動を行う学校の割合は減少

子どもの読書活動の現状

不読率の現状

目標：R4年度末までに不読率：小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下
※不読率=1か月の間に本を1冊も読まない児童生徒の割合

現状：不読率の推移(%) いずれの学校段階でも数値目標は達成されていない



新型コロナウイルスの感染拡大

- 各学校の臨時休業、図書館の臨時休館等により、図書へのアクセスがしにくい状況が影響を与えた可能性
- 小学生から高校生までの子供の不読率は、令和元年度から令和3年度、全国一斉臨時休業等を経て上昇
※令和元年～2年、自宅学習が難しい小学校低学年、中学校、高等学校入学直後の学年に不読率が特に上昇、本を読む時間が減少、漫画や雑誌を読む時間が増加

(令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議(第4回)発表資料)

読書量・読解力の現状

- 1か月間の平均読書冊数は、いずれの学校段階でも、推進法が制定された平成13年よりも令和4年の方が多い
(小学生6.2冊→13.2冊、中学生2.1冊→4.7冊、高校生1.1冊→1.6冊)
(全国学校図書館協議会「学校読書調査」)
- 日本の子どもの読解力の平均得点は、OECD平均より高得点のグループに位置している(加盟国37カ国中11位)
※日本は漫画やフィクションを読む生徒の割合が高い。新聞、フィクション、ノンフィクション、漫画のいずれも、よく読む生徒の読解力の得点が高い

(OECD 生徒の学習到達度調査2018年調査)

第2章 基本的方針

急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、**読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられる**よう、以下の点を考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進する

1 不読率の低減

就学前からの読み聞かせ等の促進、入学時等の学校図書館のオリエンテーション等の充実

不読率が高い状態の続く高校生：**探究的な学習活動等での図書館等の活用促進**、大人を含めた読書計画の策定等

2 多様な子どもたちの読書機会の確保

障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、**多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備**

3 デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、**言語能力や情報活用能力を育むとともに**、緊急時等を含む多様な状況における図書への継続的なアクセスを可能とするために、**図書館及び学校図書館等のDXを進める**

4 子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもが主体的に読書活動を行えるよう、**子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる**

第3章 子どもの読書活動の推進体制等

- 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、**学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化**その他必要な体制整備に努める
- 都道府県、市町村は、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画策定に努める（推進法第9条）
- ※ 地方公共団体の判断により、教育振興基本計画など他の計画との統合や他の地方公共団体との共同策定も可能

市町村

市町村推進計画策定率の数値目標（令和4年度末までに、市100%、町村70%以上）を達成（令和3年度：市：93.9%、町村：74.4%）

目標：市：100% 町村：80%以上

都道府県

- 都道府県立図書館を活用した市町村への支援
- 域内市町村への助言、取組・施策の紹介
- 高等学校、私立学校等を所管する立場から、高校生や私立学校に通う子どもに着目した読書活動の推進等の関連施策の実施

国

- ICTを活用した取組、市町村計画策定状況、読書推進にかかる人材の育成、多様な子どもの読書環境の整備等について、調査等を通じ、**実態把握・分析**
- **地方公共団体・図書館・学校図書館等の運営の参考となる資料等を全国に共有**

第4章 子どもの読書活動の推進方策①

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある

I 共通事項

1 連携・協力

- 教師(司書教諭を含む)、学校司書、保育士、司書、指導主事、社会教育主事、ボランティア等、関係者の連携・協力
- 地域における学習資源・人的資源の共有
 - ・地域の図書等資料の有効活用、読書バリアフリーコンソーシアムの推進等
 - ・地域学校協働活動の推進(コミュニティ・スクールとの一体的な推進)
 - ・読書活動など体験活動に関するポータルサイトの構築

2 人材育成

- 読書バリアフリー法やICT環境の変化を踏まえ、
 - ・司書等の講習・研修等の見直し
 - ・国が実施する講習のオンライン化の推進

3 普及啓発

- 国等による「子ども読書の日(4/23)」の普及促進(子どもの読書活動推進フォーラム)
- 文部科学大臣表彰等の対象範囲の拡大(幼児教育関係分野)

4 発達段階に応じた取組

- 多様な子どもの状況に応じ、乳幼児期からの切れ目ない支援の促進(乳幼児健診等の機会を通じて絵本を配布する取組等)
- 不読率の状況を勘案し、学校種間の移行段階に着目した取組の促進(入学時等の学校図書館のオリエンテーション等)

5 子どもの読書への関心を高める取組

- 子どもが主体となって実施する活動や協働的な活動の推進(読書会(ビブリアバトル)、子ども司書、図書委員、まわし読み新聞等)
- ICTの活用による既存の取組の更なる参加促進(オンライン読み聞かせ、読書記録アプリ等)
- 全ての子どもの参加しやすさを考慮した取組の促進(手話、多言語対応等)

II 家庭

- 家庭教育支援の一環として位置づけ、家庭での読書活動の習慣化を推進
 - ・家庭教育支援チームの配置促進を図るとともに、その際「ブックスタート」、「家読(うちどく)」等の活動推進

第4章 子どもの読書活動の推進方策②

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある

Ⅲ 地域(図書館)

○地域における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進

多様な子どもたちの読書機会の確保

- ・アクセシブルな電子書籍・書籍等(点字資料等)の整備・提供
- ・多言語・やさしい日本語による利用案内
- ・地域の子どもが親しみやすい講座、体験活動等に関連付けた取組
- ・民間団体(子ども食堂等)への貸出、出前おはなし会

デジタル社会に対応した読書環境の整備

- ・電子書籍貸出サービス、デジタルアーカイブの充実
- ・オンラインでのイベント開催(読書会、読み聞かせ)

子どもの視点

- ・イベント等への企画段階からの子どもの参画
- ・子どもの要望を取り入れた資料・環境整備
(YA(ヤングアダルト)コーナーの設置、子どもが立ち寄りやすく・心地よい読書環境づくり)

○図書館の設置・運営及び資料の充実

- ・図書館資料の計画的整備
- ・施設整備に係る官民連携の取組やデジタル化の推進
- ・「望ましい基準」の見直しの検討

○司書等の配置の促進

Ⅳ 学校等

○学校等における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進

多様な子どもたちの読書機会の確保

- ・特別支援学校含めた学校図書館資料の整備
- ・多様な背景を持つ子どもへの読書機会の場の提供
- ・図書館、ボランティア等との連携
(団体貸出、出張読み聞かせ、絵本を通じた異年齢交流会、各教科等における図書館の活用促進等)

デジタル社会に対応した読書環境の整備

- ・1人1台端末の活用(学校図書館システム等のリンク等)
- ・電子書籍貸出サービスの導入(図書館の電子書籍貸出サービス等との連携)
- ・学校図書館図書情報のデータベース化

子どもの視点

- ・子どもの意見聴取の機会の確保
- ・図書委員等の子どもの学校図書館の運営への主体的な参画

○学校図書館資料の計画的整備

- ・第6次学校図書館図書整備等5か年計画に基づく整備推進
- ・「学校図書館ガイドライン」等の見直しの検討

○司書教諭、学校司書の配置の促進

Ⅴ 民間団体

○民間団体における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進

- ・読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、フォーラムの開催
- ・専門的知識を有する者の養成(絵本専門士等)
- ・地域における読み聞かせ等の活動の推進(図書館のボランティア登録制度の充実)

○民間団体やボランティアの取組の周知・推奨及び子どもゆめ基金による助成等

子供の読書活動優秀実践校・園・図書館・団体（個人） 文部科学大臣表彰 一幼稚園等も対象になりました一

文部科学省では、平成14年度から、国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子供が積極的に読書活動を行う意欲を高める活動を推進するため、特色ある優れた実践を行っている学校、図書館、団体（個人）に対し、大臣表彰を行うこととしています。

令和6年度表彰より新たに、幼稚園、認可保育所、認定こども園（全類型）も対象とし、関連する活動奨励を図ることとしています。令和6年度は、**幼稚園16、認可保育所8、認定こども園（全類型）16**

が表彰されました。



○表彰者が決まるまでの流れ

例年7～8月、都道府県又は都道府県教育委員会が推薦基準（※）に基づいて学校・園等を推薦し、その後、文部科学大臣表彰審査委員会の審査を経て、表彰者が決まります。（令和7年度表彰の推薦期間は終了しています。）

※ 推薦基準

都道府県又は都道府県教育委員会は、次に定める推薦基準により被表彰候補学校等の推薦を行うものとする。

〔学校・園〕

域内において、子供の読書、学校図書館の活用、絵本や物語などに親しむ取組、図書館等との連携など読書を推進する近年の活動が顕著に優秀と認められること。

「子供の読書活動優秀実践校・園・図書館・団体（個人）表彰要項」（令和5年8月4日一部改正）より抜粋

○過去の事例

これまでの学校・園、図書館、団体（個人）の事例は「子ども読書の情報館」ウェブページにて公開しています。

子ども読書の情報館

検索

毎年4月23日（子ども読書の日）に、国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区）で表彰式を行っています。

【担当】文部科学省総合教育政策局地域学習推進課図書館・学校図書館振興室 Tel 03-6734-2093

子供の読書キャンペーン

～きみに贈りたい1冊～

きみに贈りたい1冊 検索



リンクフリー

文部科学省では、勉強や部活動等に向き合う子供たちが、様々な本に触れ、読書に親しめる機会が増えるよう、「子供の読書キャンペーン～きみに贈りたい1冊～」を読書週間（10月27日）から4回にわたって実施しました。本キャンペーンでは、教育、科学技術・学術、文化、スポーツの各分野でご活躍する31人の皆様から子供たちへのおすすめ本とメッセージをいただき、特設ページやSNS等を通じてご紹介しています。

第1弾

第1弾(10月27日)公表のご紹介者・おすすめ本(敬称略・50音順)

	ご紹介者	おすすめ本
1	上白石 萌音 (かみしらいし もね)	俳優・歌手 『本の運命』 井上ひさし 著、文春文庫
2	金城 梨紗子 (きんじょう りさこ)	TEAM JAPANシンボルアスリート レスリング競技 『チーズはどこへ消えた?』 スペンサー・ジョンソン 著、門田美鈴 訳、扶桑社
3	古坂大魔王 (こさかだいまおう)	芸人・プロデューサー 『14歳からの哲学入門「今」を生きるためのテキスト』 欽茶 著、二見書房・河出書房新社
4	高木 美帆 (たかぎ みほ)	TEAM JAPANシンボルアスリート スピードスケート競技 『筋肉のしくみ・はたらき ゆるっと事典』 坂井建雄 監修、永岡書店
5	中江 有里 (なかえ ゆり)	俳優・作家・歌手 『ようこそ、ヒュナム洞書店へ』 ファン・ボルム 著、牧野美加 訳、集英社
6	野村 萬斎 (のむら まんさい)	狂言師 『中島敦全集 1-小説』 中島敦 著、高橋英夫 編集、勝又浩 編集、筑摩書房
7	益子 直美 (ますこ なおみ)	公益財団法人日本スポーツ協会副会長 日本スポーツ少年団本部長 『君を見上げて』 山田太一 著、新潮文庫
8	三宅 宏実 (みやけ ひろみ)	国際ウエイトリフティング連盟理事 ウエイトリフティング指導者 『夢をかなえるソウ 1』 水野敬也 著、文響社

第2弾

第2弾(12月12日)公表のご紹介者・おすすめ本(敬称略・50音順)

	ご紹介者	おすすめ本
1	池 透楊 (いけ ゆきのぶ)	車いすラグビー選手 『「最高の自分」を引き出すセルフワーク・テクニック』 田中ウルヴェ京 著、祥伝社
2	大塚 達宣 (おおつか たつり)	バレーボール選手 『ほたるいしマジカルランド』 寺地はるな 著、ポプラ社
3	鈴木 亜弥子 (すずき あやこ)	(公財)日本バラスポーツ協会 『もものかんづめ』 さくらももこ 著、集英社文庫
4	関 菜々巳 (せき ななみ)	バレーボール選手 『そして、バトンが渡された』 瀬尾まいこ 著、文藝春秋
5	都倉 俊一 (とくら しゅんいち)	文化庁長官 『梅干と日本刀 日本人の知恵と独創の歴史』 『続・梅干と日本刀 日本人の活力と企画力の秘密』 樋口清之 著、祥伝社
6	福岡 雄大 (ふくおか ゆうだい)	バレエダンサー 『時生』 東野圭吾 著、講談社
7	町田 そのこ (まちだ そのこ)	作家 『小公女たちのしあわせレシピ』 谷瑞恵 著、新潮社
8	ヨビノリたくみ (よびのりたくみ)	教育系YouTuber 『「余剰次元」と逆二乗則の破れ 我々の世界は本当に三次元か?』 村田次郎 著、講談社
9	渡部 暁斗 (わたべ あきと)	TEAM JAPANシンボルアスリート ノルディック複合競技 『道をひらく』 松下幸之助 著、PHP研究所

子供の読書キャンペーン

～きみに贈りたい1冊～

きみに贈りたい1冊 検索



リンクフリー

第3弾

第3弾(2月14日)公表のご紹介者・おすすめ本(敬称略・50音順)

	ご紹介者	おすすめ本
1	朝井 リョウ (あさい りょう)	小説家 『一瞬の風になれ』 佐藤多佳子 著、講談社
2	乾 友紀子 (いぬい ゆきこ)	アーティスティックスイミング 『日本人が最強の脳をもっている』 加藤俊徳 著、幻冬舎
3	堺 雅人 (さかい まさと)	俳優 『白川静文字学に学ぶ 漢字なりたちブック1年生』 伊東信夫 著、太郎次郎社エディタス
4	鈴木 孝幸 (すずき たかゆき)	パラ水泳選手 『ポッコちゃん』 星新一 著、新潮文庫
5	平野 亮一 (ひらの りょういち)	バレエダンサー 『生きる』 乙川優三郎 著、文藝春秋
6	本間 希樹 (ほんま まれき)	天文学者 『天地明察』(上・下巻) 冲方丁 著、KADOKAWA/角川文庫
7	宮田 愛萌 (みやた まなも)	作家・短歌研究員 『たけくらべ』 樋口一葉 著、集英社文庫

第4弾

第4弾(4月16日)公表のご紹介者・おすすめ本(敬称略・50音順)

	ご紹介者	おすすめ本
1	網本 麻里 (あみもと まり)	車いすバスケットボール選手 『ナルニア国ものがたり』 C. S. ルイス 作、瀬田貞二 訳、岩波書店
2	ウエンツ 瑛士 (うえんつ えいじ)	俳優・タレント 『愛するということ』 エーリッヒ・フロム 著、鈴木晶 訳、紀伊國屋書店
3	国枝 慎吾 (くにえだ しんご)	元車いすテニスプレーヤー 『ギネス世界記録2024』 クレイグ・グレンディ 編、大木哲 ほか訳 角川アスキー総合研究所
4	汐見 夏衛 (しおみ なつえ)	小説家 『博士の愛した数式』 小川洋子 著、新潮社
5	水ト 麻美 (みうら あさみ)	日本テレビ アナウンサー 『スロウハイツの神様』(上・下巻) 辻村深月 著、講談社文庫
6	三阪 洋行 (みさか ひろゆき)	日本パラリンピック委員会 アスリート委員会委員長 『なんのために勝つのか。』 廣瀬俊朗 著、東洋館出版社
7	山中 伸弥 (やまなか しんや)	京都大学iPS細胞研究所 名誉所長・教授 『銀河の片隅で科学夜話 物理学者が語る、 すばらしく不思議で美しいこの世界の小さな驚異』 全卓樹 著、朝日出版社

47

図書館・学校図書館と地域の連携協働による 読書のまちづくり推進事業

令和6年度補正予算額

49百万円



文部科学省

現状・課題

- 読書活動は言葉を学び、感性、表現力、創造力等を培う上で欠かせないものであり、全ての学習の基盤である言語能力を育む。
 - ー読書を肯定的にとらえる生徒や本を読む頻度が高い生徒の方が、読解力の得点が高い ※1
 - ー子どもの頃の読書量が多い人は意識・非認知能力等（自己肯定感、コミュニケーション力等を含む）が高い傾向 ※2
 - 我が国の読書活動を取り巻く環境は厳しい状況にあり、全国約4分の1（27%）の町村には図書館も書店もない ※3
 - 不読率は高い水準で推移。高校生の約2人に1人（44%）は1か月に1冊も本を読まない（R5） ※4
 - 成人の読書離れが過去最も深刻化。「本を読まない」人の割合は6割へ急増（R5、H30より15%増） ※5
- 読書をする人は書店や図書館で実際に手に取って選ぶ傾向も。身近で読書に触れる場や機会が必要

⇒地域に根差した子供の読書環境の醸成が急務

取組を広げるためには、読書環境醸成のノウハウの分析とモデル化、全国的共有が必要

⇒図書館・学校図書館を中核とした地方創生の実現

図書館が地域の課題解決支援サービスの提供、交流拠点や賑わいの中心として地域活性化に資する

【国の計画等】

・第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（R5.3.28閣議決定）

図書館等が、地域の書店、出版社、民間団体等との連携に努め、地域に根差した子どものための読書環境醸成に取り組む

・骨太の方針2024（令和6年6月21日閣議決定）

書籍を含む文字・活字文化の振興（書店と図書館等との連携促進及び読書バリアフリーの推進を含む。）や書店の活性化を図る

事業内容

骨太の方針2024等を踏まえ、図書館と学校図書館、書店を含む地域の様々な関係機関の連携協働による読書活動を促進し、地方創生に資する読書を通じたまちづくりのモデル事業を実施するとともに、連携促進に向けた課題に係る実態調査等を行う。また、公立図書館等を対象に、障害者サービスにかかる体制整備や視覚障害者等の利用しやすい書籍に関する調査研究等を実施する。＜委託事業：自治体等＞

1 読書のまちづくり推進事業（R6～）

自治体・教育委員会、図書館や学校図書館、書店、NPO等の関係機関が参画する「協議会」を設置し、読書環境の整備・改善に向けた連携協働モデルの構築・普及により、誰も取り残すことのない読書環境整備や多様な分野における地域価値が創造され、地方創生に資する。（6箇所 × 6百万円）

＜事業展開のイメージ＞

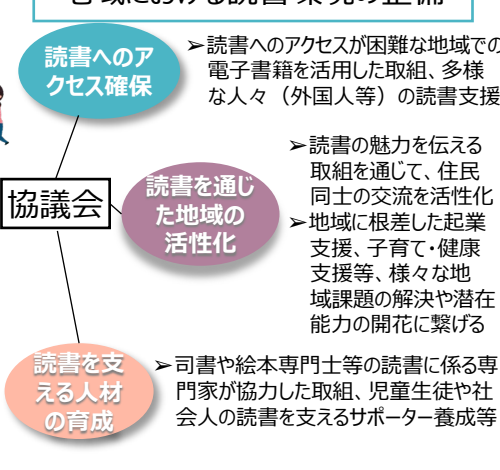
協議会の設置



- 連携に係るプロセス、ノウハウの実証
- ・地域課題の抽出や目標設定
- ・地域の交流促進、読書推進に係るアイデア創出
- ・読書に係る地域資源の発掘



地域における読書環境の整備



誰も取り残すことのない読書環境整備

多様な分野における地域価値創造

読書を通じた地域への愛着等の醸成

地方創生

まちの魅力化

交流人口の増加

2 図書館・関係機関等の連携促進に向けた調査研究（R6～）

図書館と様々な関係団体とが連携を図る上で課題とされる事項について現状を把握するため、全国の実態調査を実施し、分析等を行う。また、障害者サービスに係る体制等に関する調査を実施する。（連携課題：6百万円、障害者サービス：9百万円）

（出典）※1 OECD、PISA2018 ※2 子どもの読書活動の効果に関する調査研究（令和3年3月 独立行政法人国立青少年教育振興機構）
※3 日本図書館協会調べ（JPO等データ参照） ※4 第68回学校読書調査（全国学校図書館協議会） ※5 令和5年国語に関する世論調査（文化庁）

青少年の体験活動の推進について

体験活動の推進

○第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

IV 今後5年間の教育政策の目標と基本施策

目標（2）豊かな心の育成

●体験活動や交流活動の充実

- ・新型コロナウイルスの影響などにより減少した青少年の体験活動の機会の充実のため、地域・企業・青少年教育団体・学校等の連携により、学校や青少年教育施設等における自然体験活動や集団宿泊体験活動など様々な体験活動の充実に取り組むとともに、指導者の資質の向上や青少年教育施設の効果的な利活用に取り組む。

○主な政府方針等

- ・経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）
…豊かな感性や創造性を育むための自然等の体験活動・読書活動、キャリア教育・職業教育等を推進するとともに…。

・こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）

…年齢や発達に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・遊びを含む様々な遊びができるよう、青少年教育施設の充実を含め、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出する。

・「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について(第一次提言)」 (令和4年5月10日教育未来創造会議)

初等中等教育段階から、児童生徒が主体的に課題を自ら発見し、多様な人と協働しながら課題を解決する探究学習や、STEAM教育、ものづくり教育、気候変動問題をはじめとした地球環境問題に関する教育、自然への興味関心を育む体験活動などの充実を図るとともに、英語教育を強化する。

・「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」 (令和5年4月27日教育未来創造会議)

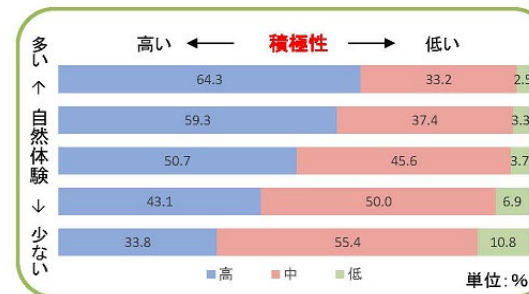
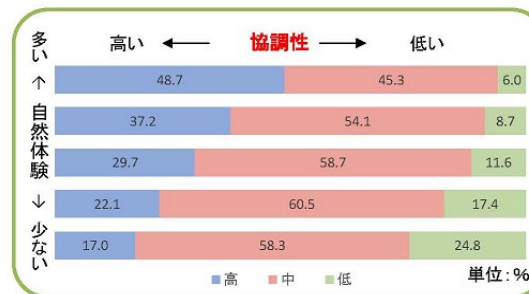
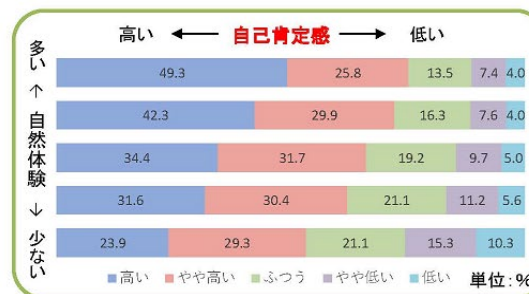
児童生徒が主体的に課題を発見し、多様な人々と協働しながら課題を解決する探究学習や、自然や社会の様々な事象・文科芸術への興味関心を育む体験活動、国際理解教育を推進する。

・教育進化のための改革ビジョン（令和4年2月25日公表）

地域や企業と連携し全ての子供に学校内外での体験活動の定着（異年齢集団での地域活動、職業体験、ボランティア、自然・文化芸術体験、読書等）や課題を抱える子供たちを対象とした体験活動の充実。→経済界との直接対話により強力に推進。

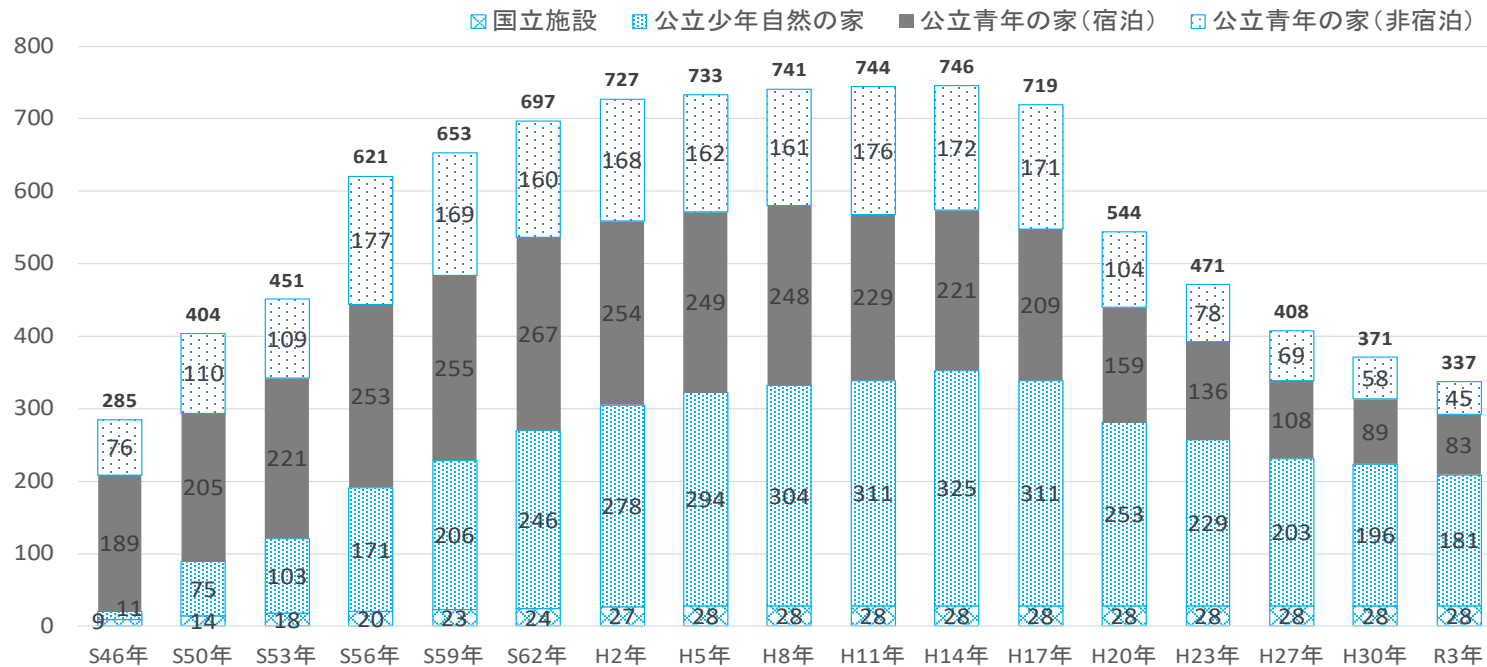
体験活動の効果

自然体験を多く行った者ほど、**自己肯定感、自律性、協調性、積極性などの非認知能力が高くなる**、という傾向が見られる。



出典)独立行政法人国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する意識調査(令和4年度調査)」

国公立青少年教育施設数の推移

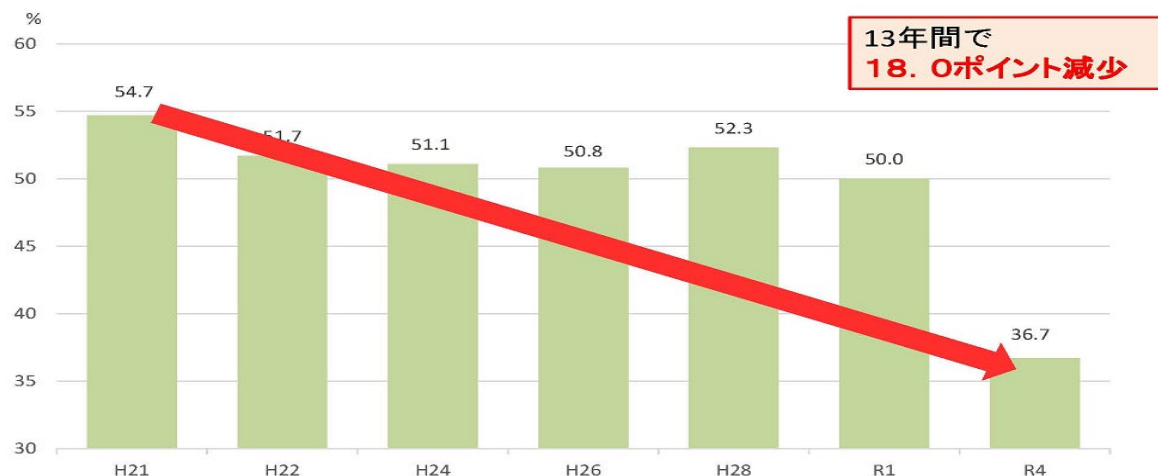


※1 国立施設（独立行政法人）が調査対象となったのは平成20年度調査以降である。平成17年度以前の国立施設数については、担当課にて追加。

※2 国立施設には、「その他青少年教育施設（国立オリンピック記念青少年総合センター）」を含む。

文部科学省「社会教育調査」
（令和3年度調査）

学校以外の公的機関や民間団体等が行う自然体験に関する行事に参加した子供（小学1年生～6年生）の割合（%）



(独)国立青少年教育振興機構
「青少年の体験活動等に関する意識調査」
（令和4年度調査）

独立行政法人国立青少年教育振興機構

我が国の青少年教育におけるナショナルセンターとして、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的に、全国28の国立青少年教育施設を活用し、多様な体験活動の機会と場を提供。

国立青少年教育施設（28施設）

オリンピック記念
青少年総合センター（1か所）

国立青少年交流の家
（13か所）

国立青少年自然の家
（14か所）

本部 施設 紹介動画

公式YouTubeチャンネル

<https://www.niye.go.jp/youtube.html>



事業概要

- ① 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする教育事業の実施
 - 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進
 - 青少年に関するモデル的事業の推進
 - グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進
 - 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上
 - 青少年の体験活動等の重要性に係る国民運動等の推進（「体験の風をおこそう」運動、「早寝早起き朝ごはん」国民運動等）
 - 課題を抱える青少年を支援する体験活動事業の推進
- ② 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援
 - 研修目的の達成に向けた教育指導・助言
 - 活動プログラムの提供
- ③ 青少年教育に関する基礎的及び課題別の調査研究
 - 調査及び研究、成果の提供
- ④ 青少年教育団体が行う活動に対する支援（子どもゆめ基金事業）
 - 子供の体験活動の振興を図る活動に対する助成
 - 子供の読書活動の振興を図る活動に対する助成
 - 子供向けソフト教材の開発・普及活動に対する助成

教育プログラムの例

国立阿蘇青少年交流の家
「ジュニアジオガイド講座」

- 対象：小学校5年生～6年生
- 概要：阿蘇の草原を教材として活用し、草原の役割や重要性について体験を通して学び、自らガイドとして発信することで、自然を愛する心情、自ら学ぶ意欲、豊かな表現力を育む。



国立青少年教育振興機構について

我が国の青少年教育のナショナルセンターとして、青少年をめぐる様々な課題へ対応するため、青少年に対し教育的な観点から、より総合的・体系的な一貫性のある体験活動等の機会や場を提供するとともに、青少年教育指導者の養成及び資質向上、青少年教育に関する調査及び研究、関係機関・団体等との連携促進、青少年教育団体が行う活動に対する助成を行い、我が国の青少年教育の振興及び青少年の健全育成を図ることを目指しています。

全国の国立青少年教育施設

全国28か所にある国立青少年教育施設では豊かな自然をはじめとする特色を生かしたプログラムを提供しています。

★詳しくは各施設のHPを参照いただき、ご相談ください。
⇒<https://www.niye.go.jp/facilities/facilities.html>



子供の貧困対策事業

1.生活・自立支援キャンプ

当キャンプは、困難な環境にある子供を対象に体験活動を通じて、規則正しい生活習慣や自立する力を身に付けることを目的とし、児童養護施設等と連携して事業を実施しています。

2.子どもゆめ基金による支援

民間団体が、経済的に困難な状況にある子供を対象とした体験活動や読書活動等を行う場合は、通常は助成対象外としている参加者の交通費、宿泊費などの自己負担経費について、参加する子供の負担を軽減するために助成の対象としています。

3.学生サポーター制度

本制度は、経済的に困難な状況下で大学や専門学校において勉学に励む、児童養護施設又は母子生活支援施設に在籍していた学生や独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学金(第Ⅰ区分)を受給している学生を対象とした制度です。長期休暇や土日を活用し、当機構の施設で「生活・自立支援キャンプ」をはじめとする各種事業や施設運営の補助に従事し、報酬として毎月定額を支給し学生を支援しています。

青少年教育に関する調査研究

国立青少年教育振興機構では、青少年教育に関する調査研究を実施し、その成果を広く提供・活用することにより青少年教育の振興を図ることを目的としています。

最新版!

「青少年の体験活動等に関する意識調査」

平成18年度から青少年の自然体験、生活体験、生活習慣の実態や自立に関する意識等について、全国規模の調査を行っています。

令和4年度に行った調査では、放課後や休日に保護者が子供に活動的な過ごし方を希望しているのに対して青少年は家でゆっくりできる過ごし方を希望している傾向がある一方で、青少年は自然体験や職業体験をはじめ「したい」ことがあるにも関わらずそれらの体験が実際にはできていないということなどが分かっています。

また、経年比較により、公的機関が行う行事への参加状況が激減していることも分かりました。

★本調査研究報告書をはじめ、当機構で行った各調査研究報告書は、当機構HP内「所蔵資料等検索サービス」より閲覧、ダウンロードいただけます。是非、ご覧ください!



「子どもゆめ基金」 助成事業（独立行政法人国立青少年教育振興機構）

趣旨 未来を担う夢をもった子供の健全育成を推進するため、地域の民間団体が行う様々な体験活動や読書活動への助成を実施

助成対象団体

社団法人や財団法人、NPO法人など青少年教育に関する事業を行う民間団体

助成対象となる事業内容

① 子供の体験活動の振興を図る活動に対する助成

（ア）子供を対象とする体験活動

- 自然観察、キャンプなどの自然体験活動
- 文化・芸術、スポーツ等を通じ交流を目的とする体験活動
- 清掃活動、高齢者介護体験などの社会奉仕体験活動 など

（イ）子供の体験活動を支援する活動

- 子供の体験活動の指導者養成 など

※単なるスポーツ大会等の競技会のような活動や、特定のチームのメンバー又は団体構成員を対象とした活動や、上位大会出場を目指した技術向上のための活動は助成対象外

② 子供の読書活動の振興を図る活動に対する助成

③ 子供向け教材の開発・普及活動に対する助成

体験活動への助成



読書活動への助成



令和6年度助成金の申請・採択状況 ※（ ）前年度比増減

活動分野	申請件数	採択件数	交付決定額
合計	4,525件（ 660件）	3,899件（ 677件）	16.6億円（ 2.5億円）
うち、体験活動	4,065件（ 579件）	3,500件（ 599件）	14.6億円（ 2.5億円）
うち、読書活動	434件（ 82件）	389件（ 80件）	1.3億円（ 0億円）

活動規模別の助成金限度額

活動規模	参加者を募集する範囲	限度額
全国規模	24都道府県以上で募集	600万円
都道府県規模	都道府県全域又は複数都道府県にて募集	200万円
市区町村規模	市区町村単位又は複数市区町村にて募集	100万円

※活動実績のない新規団体の一次募集における限度額は、原則として上記限度額の2分の1とする

※二次募集の限度額は、全ての団体において、各活動規模の限度額の2分の1とする

※令和7年度より一次募集における1団体当たりの申請件数は、10件までとする

募集スケジュール（令和7年度）

	活動時期	申請・交付決定スケジュール
一次募集 （申請期間終了）	令和7年4月1日 ～令和8年3月31日	○ 申請期間：令和6年10月1日～11月19日 ○ 交付決定：令和7年4月（予定）
二次募集	令和7年10月1日 ～令和8年3月31日	○ 申請期間：令和7年5月1日～6月17日 ○ 交付決定：令和7年9月（予定）

家庭教育支援の推進について

家庭教育支援について

1. 家庭教育の位置づけ

- 家庭教育は、すべての教育の出発点であり、父母その他の保護者が子供に対して行う教育。子供の豊かな情操、家族を大切にする気持ちや他人に対する思いやり、命を大切にする気持ち、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナーなどを含め、子供の基本的な生活習慣や自立心の育成、心身の調和のとれた発達を図る上で重要な役割を担うもの。

◆教育基本法(平成18年法律第120号)(抄)(※改正教育基本法(H18)において新設された条文)

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重(※)しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(※ 家庭教育支援に当たっては、個々の家庭における具体的な教育の内容や方法は、各家庭(保護者)が決めるものであることに留意)

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

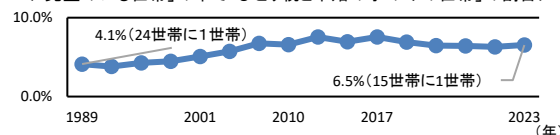
第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

2. 家庭教育を取り巻く状況

- 共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中、子育てに悩みや不安を持つ保護者も多く

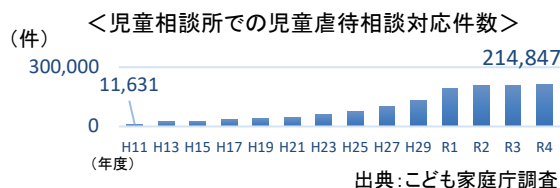
地域全体で家庭教育を支える体制を構築することが必要。

<「児童のいる世帯」の中で「ひとり親と未婚の子のみの世帯」の割合>



出典:「国民生活基礎調査」(厚生労働省)

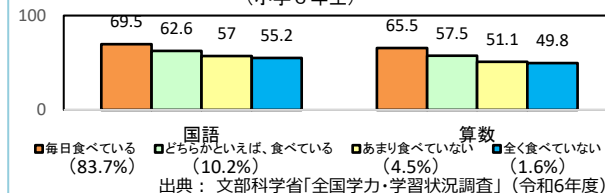
- 家庭環境が多様化し、様々な課題や複雑な事情を抱える家庭が増加する中、児童虐待など、子供たちの健やかな育ちをめぐる課題が懸念され、真に支援が必要な家庭に寄り添い届ける支援(アウトリーチ型支援)が必要。



出典:こども家庭庁調査

- 子供の生活習慣の乱れが、学習意欲、体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されており、十分な睡眠、バランスの取れた食事、適度な運動など、子供の健やかな成長には、規則正しい生活習慣の確立が必要。

<朝食摂取と学力調査の平均正答率との関係>
(小学6年生)



出典: 文部科学省「全国学力・学習状況調査」(令和6年度)

3. 文部科学省における主な取組

家庭教育の自主性を尊重しつつ、子育てに関する様々な悩みや不安を抱える保護者を支援するため、保護者に対する学習の機会及び情報の提供等地域における家庭教育支援の取組を推進するための施策を実施。

- 地域の実情に応じた家庭教育支援(アウトリーチ型支援を含む)の取組(※)への財政支援

(※ 地域において家庭教育支援を担う人材の養成、「家庭教育支援チーム」の設置、様々な支援活動の実施等)

- 家庭教育支援に関する効果的な方策の調査検討・全国的な普及啓発

- 「家庭教育支援チーム」の設置促進(文部科学大臣表彰等) 等

地域における家庭教育支援基盤構築事業

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

令和7年度予算額（案）
（前年度予算額

68百万円
70百万円）



背景・課題

- 子ども家庭庁が設置され、子供の学びや育ちを家庭を含めた社会全体で支援することが求められる。
- 約7割の保護者が子育てに悩みや不安を抱えている
- 地域において子育ての悩みを相談できる人は約3割
- 不登校の増加(約42万人)、家庭の孤立化による児童虐待(約22万件)のリスク増

- ①身近な地域において、保護者の悩み・不安を解消できる家庭教育支援チームを構築する必要がある。
- ②家庭教育支援チームにおいて、3～4割がアウトリーチ型支援を実施しているが、人材・予算の確保が課題となっている。

事業内容

①地域の実情に応じた家庭教育支援の促進（継続） [59百万円]

地域において人材の発掘・リーダーの養成等により家庭教育支援チームを組織化し、保護者への学習機会や情報の提供 等を実施。

→ R7目標：1,000チーム

②個別の支援が必要な家庭への対応強化（継続）

- ①に加えて、特に個別の支援が必要な家庭に対し、地域から孤立しないよう、専門人材も活用し、個々の状況に寄り添いながら、

- 相談対応や情報提供を実施。[8百万円]
- 地域人材の資質向上のための研修の実施。[1百万円]

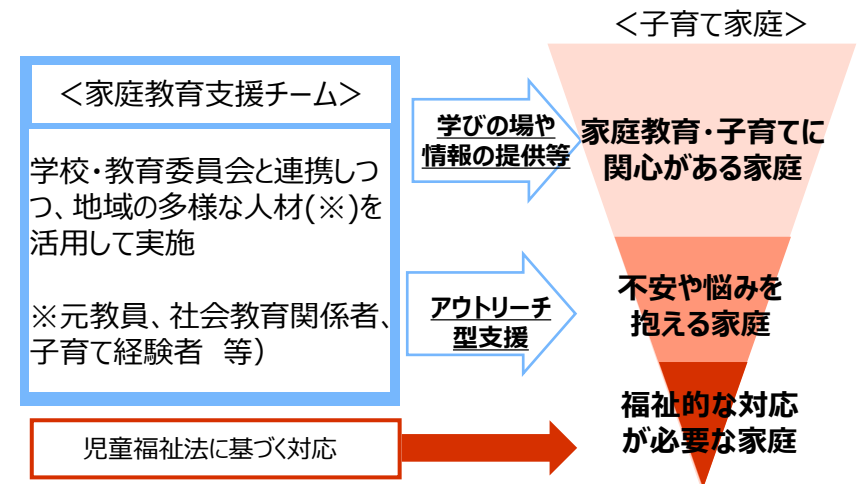
→ R7目標：100チーム

- 事業開始：平成27年度～

骨太の方針2024（令和6年6月21日閣議決定）

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題
(2) 少子化対策・こども政策
(こども大綱の推進)

貧困と格差の解消を図り、困難な状況にあるこども・若者や家庭に対するきめ細かい支援を行う。このため、こども食堂・こども宅食・アウトリーチ支援等への支援や学習支援や体験機会の提供などこどもの貧困解消や見守り強化を図る。



アウトプット（活動目標）

- ・家庭教育支援チームを1000チーム設置。
- ・チームの半数がアウトリーチ型支援を実施。

アウトカム（成果目標）

保護者の不安や課題等への早期対応が可能になり、身近な地域に家庭教育の悩みを相談できる人がいる保護者の割合が改善する。(R5:40.0%)

インパクト（国民・社会への影響）

- ・家庭・学校・地域の連携・協力の下、社会全体で子供たちの教育を支える環境を構築。
- ・保護者の子育て環境により子供たちが家庭で受ける教育について左右されることがなくなり、不登校・児童虐待の減少、少子化の改善へ。

（担当：総合教育政策局地域学習推進課）

「家庭教育支援チーム」について

趣旨・目的

○ 共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化等を背景に、子育てに悩みや不安を抱える保護者も多く、**地域全体での家庭教育支援の必要性**が高まっていることを踏まえ、文部科学省では、平成20年度より、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、**身近な子育て経験者や元教員等、地域の多様な人材を活用した「家庭教育支援チーム」の設置を促進**。

チームの構成・業務

- 地域の子育て経験者を中心として、教員OB、PTA等の教育関係者、民生委員や児童委員等の保健福祉関係者など、地域の実情に応じた多様な関係者で構成。
- 主な取組は、以下のとおり。
 - (1) 保護者等への学びの場の提供
 - (2) 保護者等への地域の居場所づくり
 - (3) アウトリーチ型家庭教育支援（※保護者の居場所に出向いて届ける支援）

<活動事例>

保護者への学習機会の提供



保護者学習会の様子
(都農町家庭教育応援団「さん・さん」
／宮崎県都農町)

啓発資料

- 身近な地域において保護者への支援を行う「家庭教育支援チーム」の組織化や活動を支援することを目的としたリーフレットを作成。

(平成28年2月)



- 地域において「家庭教育支援チーム」を立ち上げる際に必要な視点等について、事例、コラム等を交えて整理した手引書を作成。

(平成30年11月)



国による支援

<文部科学大臣表彰> ※平成29年度より実施【隔年】

- ・ 地方公共団体（都道府県・指定都市）からの推薦等によるチームの表彰。

令和5年度は、全国20チームの活動を優れた活動として選定し、表彰式を実施。

表彰式の様子は文部科学省ホームページで紹介。

<補助事業による推進>

- ・ 地域における家庭教育支援基盤構築事業（1/3補助事業）において、家庭教育支援チームの組織化及び支援活動等に係る経費を補助。

<チームの登録制度>

- ・ 「家庭教育支援チーム」の設置促進とともに、各地域の取組状況の把握や、効果的な事例の収集・情報発信による全国の様々な地域における家庭教育支援の取組の活性化促進に資するため、「家庭教育支援チーム」登録制度を実施。

【→登録チームは、ロゴマークを使用可】



家庭教育支援チーム数の推移



※ 補助事業により支援している「家庭教育支援チーム」数と登録制度に登録している「家庭教育支援チーム」数を合計したもの（各年度末現在）

「家庭教育支援チーム」の活動事例（令和5年度文部科学大臣表彰受賞活動より）

稲沢市家庭教育支援チーム「NPO法人ふぁみりい・らぼ」（愛知県）

【活動開始時期】 2010年6月

【構成員】 10人（保育士、社会教育福祉士、臨床心理士、助産師、
愛知県子育てネットワーカー、管理栄養士 等）

【主な活動】

■おもちゃ図書「むすび」

おもちゃを通じた遊びの環境の中で、親が他の親子と交流し共に子育てを学び合い気軽に相談し合える仲間づくりを行う。



■フリースペース「tetote」

親の学びの会を実施し、保護者への労いと心を癒し、学び合いを行う。



■子ども若者食堂「てとてプラス」

不登校、引きこもり気味の家庭の交流の場となる活動を実施。



【効果】

- ・子どもの困った行動や、発達の心配、家庭での遊びや入園準備など
質問される機会が増えている。
- ・同じような悩みを抱えている保護者同士が集うことで孤立・孤独感解消と、改めて我が子と向き合い、親子関係の回復や自分自身の成長を実感される等、成果も見られている。

等

大東市家庭教育支援チーム「つばみ」（大阪府）

【活動開始時期】 2016年4月

【構成員】 85人（SSW、民生委員、青少年指導員、元教員
PTA関係者、子育て経験者 等）

【主な活動】

■状況把握調査

公立小学校1年生と4年生の子供がいる家庭を対象に、子育てや家庭教育の困りごとなどを伺う調査を実施。

■アウトリーチ活動

家庭教育に関する状況調査の回答に応じて、小学校1年生の子供がいる家庭に家庭訪問又は電話連絡をする。

■「いくカフェ」の開催

テーマを決め、家庭教育について学び考えるきっかけとなる場の提供。



■子育て講演会・講習会の開催

広く市民に向け、家庭教育の重要性を啓発する機会とし、まちをあげて家庭教育を応援する機運を醸成する。



【効果】

- ・状況把握調査の結果を受け、保護者の悩みをリアルタイムに把握することができ、また、経年データを分析することで、悩みの傾向を把握することができ、「いくカフェ」や講演会等に活かすことができた。
- ・保護者の悩みや関心があるテーマに沿って「いくカフェ」や講演会を開催したことで、多数の方に参加していただいた。

等

「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」 について

子ども・子育て支援制度の概要

子どものための教育・保育給付

認定こども園・幼稚園・保育所・
小規模保育等に係る共通の財政支援

施設型給付費

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※ 私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、
居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付

施設型給付を受けない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る支援

施設等利用費

施設型給付を受けない
幼稚園

特別支援学校

預かり保育事業

認可外保育施設等

- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

※認定こども園（国立・公立大学法人立）も対象

地域子ども・子育て支援事業

地域の実情に応じた
子育て支援

- ①利用者支援事業
- ②延長保育事業
- ③実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑤放課後児童健全育成事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦乳児家庭全戸訪問事業
- ...

地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援

地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援

令和3年度から多様な事業者の参入促進・能力活用事業（子ども・子育て支援法に規定された地域子ども・子育て支援事業の1つ）にメニューを追加し、

- ・地方自治体（市町村・特別区）の手上げ
 - ・国で一定の基準を設けるものの地方自治体の裁量を認めることが可能な仕組み
- で実施。

1. 支援対象経費

幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない、本事業の要件を満たす施設等を利用する満3歳以上の幼児の保護者が支払う利用料：どの施設等でも共通的に徴収している、いわゆる保育料。

2. 基準額

対象幼児1人当たり月額 20,000円

ただし、利用する施設等の過去3カ年の平均月額利用料が20,000円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料

3. 給付方法

市町村等から保護者に直接給付する。

4. 対象施設等の基準

【必須】以外は地方の裁量で内容や確認方法等の変更可。その際は、合議制の機関で審議。

職員	○職員【必須】 有資格者3分の1以上（幼稚園教諭、保育士、看護師） ○配置基準（幼児：活動従事者）【必須】 3歳児 20：1 / 4歳以上児 30：1 また、2人を下回ってはならない
設備	○面積基準：集団活動室 1.65㎡以上／人 ○設備基準：調理室、便所、手洗用設備、必要な遊具等の備え付け
対象施設等	○開所時間【必須】 概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上 ○保育の必要性のある子どもの割合【必須】 幼児教育・保育の無償化の対象となる満3歳以上の子どもの数が、当該施設等を利用する満3歳以上の子どもの概ね半数を超えないこと
非常時の対応	【必須】 ・消火用具、非常口の設置 ・非常災害に対する計画策定、訓練の実施 ・集団活動室を2階に置く場合は準耐火、3階以上に置く場合は耐火建築物（建物がない場合には、活動の実態に応じて必要と考えられる措置）
幼児の処遇等	○活動内容 ・幼児一人一人の心身の発育や発達の状況に基づいた適切な活動の計画を策定・実施 ・各施設等の活動方針に基づいた計画の策定 ○給食：出す場合、年齢等に配慮した食事内容等 ○健康管理・安全確保【必須】 ○職員・子どもの帳簿の整備 ○適切な会計処理が確認可能

5. 国と地方の負担割合

国、都道府県、市区町村 1/3ずつ